

北上川上流地域森林計画書

(北上川上流森林計画区)

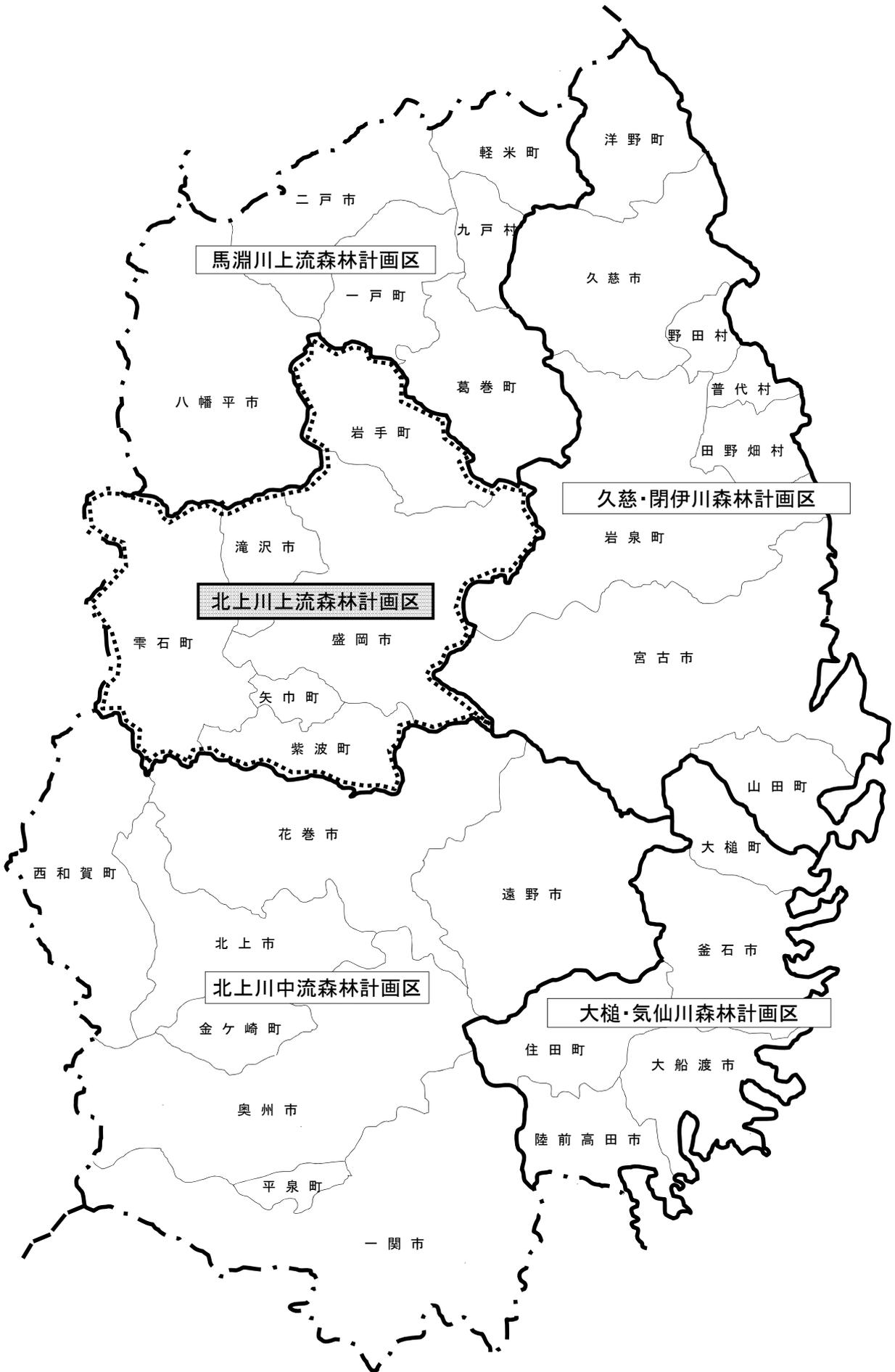
計 画 期 間

自 令和 3年 4月 1日

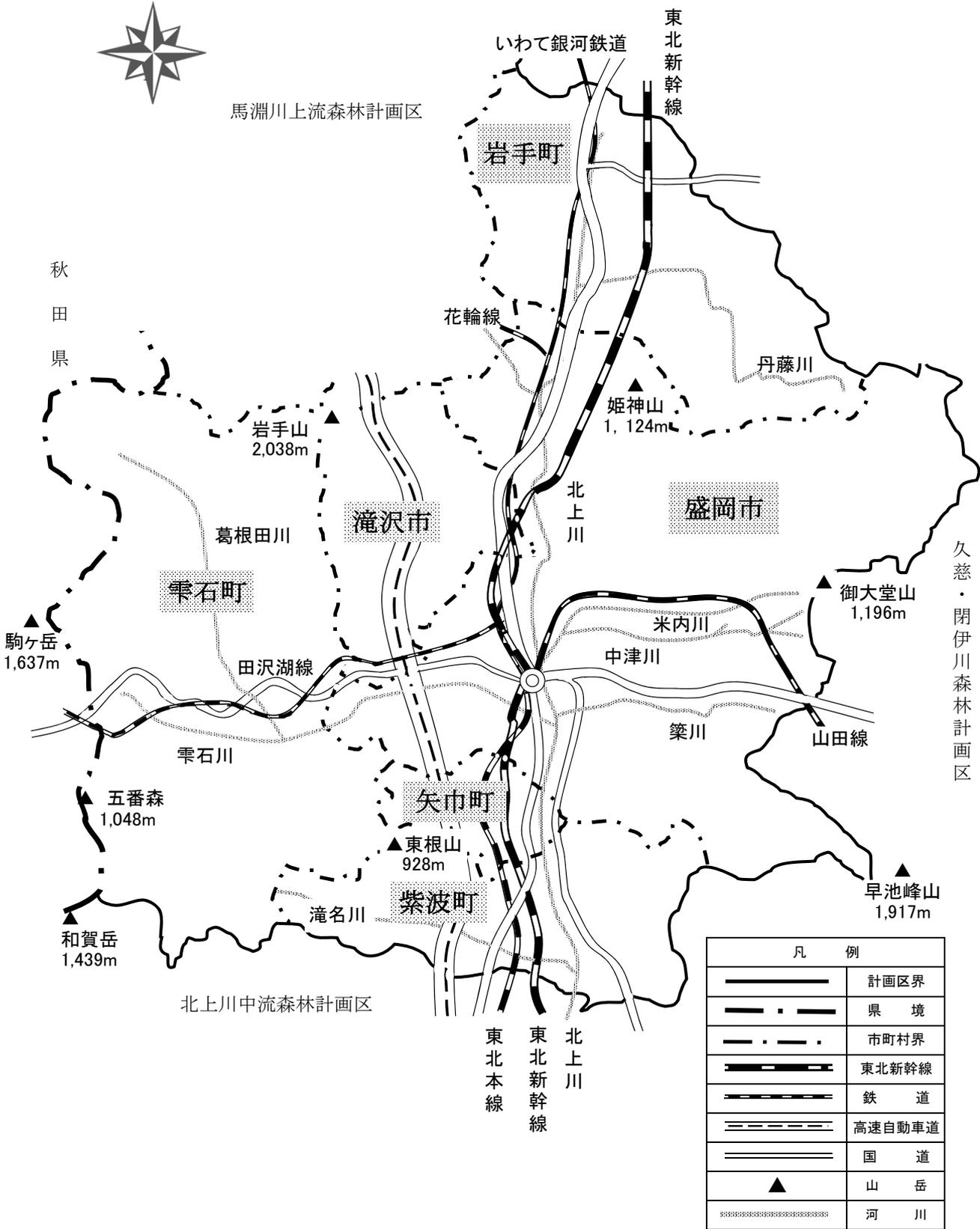
至 令和13年 3月31日

令和2年度樹立

岩 手 県



北上川上流森林計画区概況図



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職氏名

農 林 水 産 部	部	長	佐 藤 隆 浩
	林 務 担 当 技 監		橋 本 卓 博
森 林 整 備 課	総 括 課 長 兼		工 藤 亘
	全国植樹祭推進課長		成 松 美 樹
	計 画 担 当 課 長		小 成 晴 紀
	主 任 主 査		塔 筋 千 尋
	主 任		山 口 晃 輔
	技 師		小 川 茜
	技 師		

2 樹立従事期間

自 令和2年4月1日

至 令和2年12月23日

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要	1
(1) 位置、地形	
(2) 地質、土壌	
(3) 気候	
(4) 社会経済的背景	
(5) 森林・林業の概況	
(6) 震災からの復旧・復興に向けた取組	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
(1) 実行結果	
(2) 評価	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
(1) 計画策定の基本方針	
(2) 施業方法別の森林整備	
(3) 目標設定の考え方	
4 主な計画量の概要	9
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 造林・間伐面積	
(3) 林道の開設及び拡張	
(4) 保安林の指定又は解除	
(5) 治山事業	
5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）	11
(1) 地域材の利用促進に向けた取組	
(2) スマート林業の推進に向けた取組	
(3) 原木しいたけの産地再生に向けた取組	
(4) 森林施業のコスト低減に向けた取組	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	13
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	19
第3 森林の整備に関する事項	20
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	20
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	23
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	27
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	29
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	33
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	35
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(5) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	38
1 森林の土地の保全に関する事項	38
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	43
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	44
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	45
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	48
1	保健機能森林の区域の基準	48
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	48
	(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	
	(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
第6	計画量等	51
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	51
2	人工造林及び天然更新別の造林面積	51
3	間伐面積	52
4	林道の開設及び拡張に関する計画	53
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	55
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	58
第7	その他必要な事項	59
1	保安林その他制限林の施業方法	59
2	その他必要な事項	67
	(1) 森林関連情報の収集・精度向上の推進	
	(2) 林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要

(1) 位置、地形

本計画区は、県の内陸部のほぼ中央に位置し、東は北上高地、西は奥羽山脈で秋田県と接し、その中間に北上川流域の平坦地を有する2市4町を包括する地域である。

北上川上流森林計画区の行政区域

単位 面積：ha

行政区域		区域面積
管轄県行政機関	市町村	
盛岡広域振興局	盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町	234,451

資料：平成30年 全国都道府県市区町村別面積調

本計画区の地形は、西側に奥羽山脈、東側に北上高地、これらに挟まれた北上川沿いの丘陵及び平野の3地域に大別することができる。

岩手、秋田の県境部には奥羽山脈の1,000m級の山地が南北に連なり、東側に移行するにつれて次第に標高が低くなり、北上川沿いの低地帯へと変わる。北上川の支流である雫石川を境にして北部には、岩手山、駒ヶ岳等を中心とした火山山地、南部には東根山を中心とした山地地形が発達している。

北上高地の地形は一般に起伏が少なく、中央部には高原状の小起伏山地が発達している。その東西は比較的傾斜の急峻な起伏量の大きい山地地形となっており、本計画区においても標高700～800mにかけて早坂高原や外山高原など高原性小起伏山地がある。

また、北上川の支流に沿って発達した地形として、一本木周辺の火山性丘陵地と雫石盆地並びに北上川低地、滝名川の扇状地帯がある。

(2) 地質、土壌

奥羽山脈地域の地質は、新期火山噴出物や第三紀安山岩類、堆積岩などによって占められている。一方、北上高地の大部分は古生層を地質基盤とし、姫神山周辺には花崗岩類、また早池峰山周辺では蛇紋岩が古生層の基盤を貫き、その上部に小規模に分布している。火山性丘陵地においては、新期火山碎屑物で覆われている。雫石川以北の各火山山地の標高700～800m以下の山腹斜面及び裾野にかけて黒ボク土壌が広く分布する。このうち岩手山の北東部に当たる一本木から盛岡市好摩にかけては岩手山噴

出の火山砂礫層を介在する粗粒質の黒色土壌が分布する。

また、この地域では、標高が700～800m以上になると冷湿気候の影響によって生成されたポドゾルが出現するようになる。

雫石川以南の山地は、北部の火山山地に比べて地形の開析が進んでいて、分布している土壌は褐色森林土壌が主である。

北上高地の土壌母材は、古生層及びこれに貫入する火成岩類の風化物である。北上川沿いの標高200～500mの低地地区のうち盛岡以南は赤褐色系、黄褐色系の褐色森林土壌の分布が広がっているが、盛岡以北では同様の地形であっても黒色土壌の分布になっている。

(3) 気候

本県の気候は、緯度、経度、地形、海岸からの距離、海拔高度の違いによる各季節の気温、乾湿の変化から、三陸海岸、北上高地、内陸平野、西部山沿いの4つの気候地帯に区分されている。

本計画区は北上高地、内陸平野、西部山沿いの3気候地帯にまたがっている。

北上高地地域では、冬季の季節風による積雪量は奥羽山脈地域よりは全般に少ないが、標高の高い地区ではかなりの積雪がある。

北上川沿いの内陸地域は、奥羽、北上の両地域より降雪量は少ないが、気温の日較差や年較差の大きい内陸性気候の特徴を示している。

奥羽山脈地域は、冬季に季節風の影響を強く受ける地域で積雪量が特に多い。

(4) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、県土の15.3%にあたる23万4,451haで、その内訳は、森林70%（民有林62%、国有林38%）、水田8%、畑6%、宅地4%である。

イ 人口の動態

本計画区の令和元年における人口は43万6,047人、世帯数は19万2,701世帯となっており、平成26年に比べ人口は1.8%減少、世帯数は3.8%増加している。

ウ 地域産業の概要

本計画区の平成27年における就業人口は、21万9,036人。産業別の割合は、第1次産業6%、第2次産業16%、第3次産業75%と、第3次産業の占める割合が高い。

産業別の割合を平成22年と比べると、第1次産業で0.5ポイント減少、第2次産業で0.6ポイント増加、第3次産業で0.2ポイント減少している。

また、平成29年度の総生産額は1兆4,951億円である。これは県全体の32%を占めている。

(5) 森林・林業の概況

本計画区の民有林面積は10万2千haで、民有林全体の13%、蓄積は2,302万 m^3 で本県民有林の12%を占めている。

なお、基準年次（平成27年度～令和元年度）間の林地の異動状況については、官行造林地の契約の解除による返地や計画対象森林以外への造林等による増加及び林地開発等による減少の結果、423haの減少となっている。

本計画区の令和元年度における民有林の現況は、次のとおりである。

ア 針葉樹、広葉樹別の割合は、立木地面積9万7千haのうち針葉樹51%、広葉樹49%、蓄積2,302万3千 m^3 のうち針葉樹71%、広葉樹29%となっており、面積、蓄積共に針葉樹の割合が高くなっている。

また、人工林率は、民有林面積の44%で県全体の42%を上回っている。

イ 針葉樹の樹種別割合は、針葉樹面積5万haのうちスギ33%、アカマツ33%、カラマツ32%、蓄積1,637万 m^3 のうちスギ42%、アカマツ32%、カラマツ23%となっており、面積ではスギやアカマツが、蓄積ではスギの割合が高くなっている。

ウ 所有形態別面積は、私有林が8万3千haで、計画区面積の81%を占め、次いで県有林10%、市町村有林9%となっている。

エ 林道等基幹路網の整備状況は、令和元年度末までに総延長で524km開設され、林道密度は5.1m/haで、県平均密度5.8m/haを下回っている。

また、林内道路延長は1,711kmとなっており、林内道路密度は16.8m/haで、県平均密度16.7m/haと同程度となっている。

オ 平成30年次の素材生産量（推定値）は14万8千 m^3 で県全体の14%となっており、このうち針葉樹は11万3千 m^3 、広葉樹は3万5千 m^3 となっている。

カ 木材市場や、製材、プレカット加工等の木材流通・加工施設が整備されており、素材生産から加工・流通に至る体制のもと、木材供給が行われている。

キ 令和元年次の生しいたけ生産量は、原木114t、菌床306t、計420tとなっており、特に原木生しいたけの生産量は県全体の73%を占めている。

ク 松くい虫被害について、令和元年度の被害量は1,245 m^3 となっており、平成30年度から554 m^3 減少している。監視の強化や被害木の駆除、樹種転換の促進に加え、平成28年7月に岩手町内の国有林及び民有林内に防除帯を設置するなど、国や市町、林業関係団体等と連携し、被害防止に向けて取り組んでいる。

ケ 都南つどいの森や外山森林公園、滝沢森林公園など、利用者が気軽に森林とふれあうことができる施設が整備されている。

(6) 震災からの復旧・復興に向けた取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、合板工場等の木材加工施設や治山海岸施設の防潮堤などが被災し、原子力発電所事故により露地栽培の原木しいたけの出荷が制限されるなど、本県の森林・林業は大きな打撃を受けた。

当計画区内における露地栽培の原木しいたけの出荷制限指示は平成25年4月に解除されており、原木しいたけの産地再生に向けて、生産に必要な施設の導入や原木確保への支援のほか、国内外での対面販売の実施や安全性のPR等の取組を行っている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 実行結果

本計画区の前計画（平成 28 年度～令和 7 年度）における前半 5 か年分（平成 28 年度～令和 2 年度）の主な計画の実行結果については以下のとおり。

計画事項	区分	前計画	実行	実行率
伐採	主伐材積	592 千 m ³	548 千 m ³	93%
	間伐材積	403 千 m ³	259 千 m ³	64%
	計	995 千 m ³	808 千 m ³	81%
造林	人工造林面積	1,150 ha	1,185 ha	103%
	天然更新面積	1,575 ha	3,792 ha	241%
	計	2,725 ha	4,977 ha	183%
間伐	間伐面積	6,820 ha	4,370 ha	64%
林道開設	開設延長	3,000 m	-	-
	拡張延長	30 m	43 m	143%
	計	3,030 m	43 m	1%
保安林	指定面積	740 ha	145 ha	20%
	解除面積	22 ha	21 ha	95%
治山事業	施行地区数	11 地区	8 地区	73%

注 主伐の実行量は、平成 28 年次～平成 30 年次の実績に令和元年次～令和 2 年次の見込み量を加えたもの。
 その他の実行量は、平成 28 年度～令和元年度の実績に令和 2 年度の見込み量を加えたもの。
 単位未満を四捨五入しているため、区分の合計と計が一致しない場合がある。

(2) 評価

伐採材積について、伐期を迎えたカラマツ等を中心に伐採が進み、主伐はほぼ計画どおりとなったもの、間伐は計画の約 6 割の実行率となり、総量では計画量の約 8 割の実行率となっている。

造林については、伐採跡地への再生林の促進等により、人工造林面積は計画量を上回り、また、天然更新も進み、総量においても計画量を上回る結果となっている。

間伐については、県が策定した「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」で間伐目標面積を設定し、目標達成に向けて取り組んでいる。本計画区では、台風や豪雨による作業道の被災や、災害復旧等他の事業に労務が優先されるなどの影響により、計画量の 6 割の実行率となっている。

林道について、社会経済情勢による公共事業予算の大幅削減や、地域との調整に時間を要したことなどから開設は実績なしとなったが、拡張は計画を上回っている。

保安林の指定については、公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進し、計画面積の達成に向けて取り組んでいるが、森林所有者の理解が得られないなどの理由により、計画量の約 2 割の実行率となっている。

治山事業については、県が策定した治山事業四箇年実施計画（第2期：平成27年度～平成30年度、第3期：令和元年度～令和4年度）に基づき取組を進めており、計画量の約7割の実行率となっている。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林に対する県民の要請は、木材等の林産物の供給や水源の涵養^{かん}、県土の保全、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など多様化してきている。

本計画樹立に当たっての基本的な考え方は、平成28年5月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び平成30年10月に閣議決定された全国森林計画に基づくとともに、本県森林の持続的な森林経営を促進する観点から次のとおりとする。

なお、この実行に当たっては、森林所有者、林業・木材業者、森林組合等のもとより、県民一人ひとりが受益者としての立場で、森林の育成に向けた主体的な取組を行うことが必要である。

(1) 計画策定の基本方針

ア 森林資源の循環利用

将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、保育・間伐等の森林整備を実施する。また、最近の木材需要に対応して伐採された跡地については、再造林等により確実な更新を図り、森林資源の循環利用を促進する。



イ 公益的機能に配慮した多様な森林整備

森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育・間伐等の森林整備を実施するとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。



ウ 森林環境の保全の推進

県民の安全で安心な暮らしと豊かな環境づくりのため、森林の有する水源の涵養^{かん}、山地災害防止等の公益的機能を高度に発揮する森林について、計画的な保安林指定と保安施設事業を推進する。

また、自然環境や景観を維持する必要がある森林については、環境に与える影響に配慮した施業を行い、森林環境の保全に努める。

エ 林道等路網の整備

林道等路網整備の推進に当たっては、計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置やコストの縮減を図るとともに、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮する。

また、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、作業を行う林業機械や、傾斜に応じて林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせた整備を促進する。



オ 森林施業の合理化及び林業の担い手育成

効率的かつ安定的な森林経営を図るため、森林経営計画作成への助言・指導や林内路網整備、高性能林業機械の導入などにより、低コストで効率的な作業システムの構築を促進するとともに、これを担う林業経営体の育成を進める。

(2) 施業方法別の森林整備

ア 育成単層林

地形、土壌条件、植生等の自然条件から見て、高い林地生産力が期待される森林等に対して、林業機械の導入や路網整備等の基盤強化を通じ、健全な森林の維持造成や持続的な木材の安定供給を図るため、伐採後の植栽や保育・間伐等の作業を積極的に実施する。



皆伐・植栽ほか

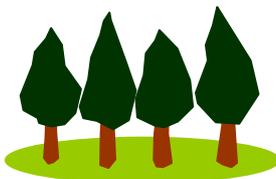


保育・間伐



イ 育成複層林

公益的機能の発揮に対する要請が高い森林や、成長量が低い森林等において、林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成するよう、自然環境に配慮した森林の形成を図る。



択伐・植栽ほか

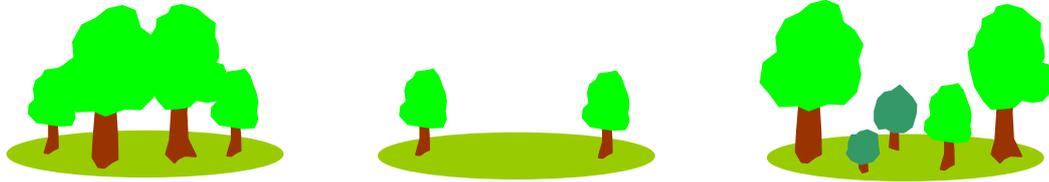


保育・間伐



ウ 天然生林

主として天然力の活用により多様で健全な森林を育成し、その中で公益的機能や木材生産機能等の発揮を図る。



(3) 目標設定の考え方

この計画の策定に当たっては、上記の基本的な考え方に沿って、森林に対する県民の多種多様なニーズに応えながら、全国森林計画に即し、他の計画区との調整を図り、森林整備や保全の目標、立木竹の伐採、造林、間伐、林道の開設等に関する事項を明らかにする。

なお、市町村においては、市町村森林整備計画の策定に当たり、本計画を指針として関係諸施策の実施状況を考慮し、森林施業の効果的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

4 主な計画量の概要

本計画区における計画期間（令和3年度～令和12年度）の主な計画量については、全国森林計画で定める計画量に即し、次のとおりとする。

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

主伐及び間伐に関する伐採立木材積については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、人工林が本格的な利用期を迎える中、森林の公益的機能の発揮と木材生産を両立させる森林経営の確立を目指すこととする。

また、長伐期化や針広混交林化を積極的に促進し、伐採方法については、皆伐から間伐・択伐への移行に努めることとする。

単位 材積：1,000 m³

区 分	主 伐			間 伐
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
前 期（R3-R7）	430	160	590	400
後 期（R8-R12）	440	160	600	460
計（R3-R12）	870	320	1,190	860

(2) 造林・間伐面積

造林については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、伐採後は、人工造林又は天然更新によって速やか、かつ、適確な更新を図り造林未済地の発生を抑制する。
また、間伐については、搬出間伐を促進する。

単位 面積：ha

区 分	造 林			間 伐
	人工造林	天然更新	計	針葉樹
前 期 (R3-R7)	1,390	1,450	2,840	6,820
後 期 (R8-R12)	1,680	1,480	3,160	7,750
計 (R3-R12)	3,070	2,930	6,000	14,570

(3) 林道の開設及び拡張

林道の開設及び拡張については、効率的な森林施業及び森林の適切な管理に必要な林道を計画的に整備する。

単位 延長：m

区 分	開 設		拡 張	
	路線数	延 長	路線数	延 長
前 期 (R3-R7)	3	5,500	2	4,680
後 期 (R8-R12)	24	30,500	2	5,430
計 (R3-R12)	27	36,000	4	10,110

(4) 保安林の指定又は解除

保安林の指定については、保安林配備の現状を踏まえ、水源涵養等森林の有する公益的機能の確保のため、必要のある森林について計画的に保安林を指定する。

単位 面積：ha

区 分	指定面積	解除面積	期末面積
前 期 (R3-R7)	2,690	10	30,288
後 期 (R8-R12)	2,692	12	32,968
計 (R3-R12)	5,382	22	

注 指定面積については、重複して指定する保安林面積の累計であること。

(5) 治山事業

治山事業の施行地については、災害に強い地域づくりや豊かな環境づくりのため、荒廃地や機能の低下した保安林を対象として、計画的に整備する。

単位 地区

区 分	保安林 整 備	山 地 治 山	地すべり	計
前期 (R3-R7)	2	6	1	9
後期 (R8-R12)	-	6	-	6
計 (R3-R12)	2	12	1	15

5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）

(1) 地域材の利用促進に向けた取組

アカマツや広葉樹等の森林資源を有効に活用し、地域材の需要拡大や高付加価値化を図っていくため、盛岡広域振興局林務部では、アカマツ材利用住宅見学会の開催のほか、活用事例ハンドブックによる設計士や工務店等へのPR、商店街店舗の木質化モデル事業の実施、施工業者や設計業者、製材業者、森林組合等で組織する「盛岡地域アカマツ材等利用促進連絡会議」の開催などの取組を行っています。

また、岩手県産木材による東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村ビレッジプラザの整備に、本計画区内で生産されたアカマツ材やカラマツ材が使用されています。



アカマツ材利用住宅見学会



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
選手村ビレッジプラザへの岩手県産木材の提供

(2) スマート林業の推進に向けた取組

県では、ICT等の先端技術の活用により、森林施業の効率化や省力化等を可能とするスマート林業の推進に向けて取り組んでいます。

盛岡広域振興局林務部では、小型無人機ドローンを活用し、カラマツコンテナ苗木を運搬する実証試験を行い、人力運搬との比較による作業負担軽減や効率化向上の効果を検証する等の取組を実施しています。



小型無人機ドローン（苗木運搬の実証試験で使用）



ドローンによる苗木運搬の実証試験

(3) 原木しいたけの産地再生に向けた取組

東日本大震災津波による原発事故により、原木しいたけ生産は大きな影響を受けましたが、県では市町村や関係団体等と連携し、産地再生に向けた取組を進めています。

盛岡広域振興局林務部では、国内外での試食販売の実施や、親子を対象とした料理教室の開催、盛岡地方原木しいたけ振興大会の開催や、原木生産技術交流研修の実施などの取組を行っています。



岩手県物産展（台湾）での試食販売



原木しいたけ料理教室「親子クッキング」

(4) 森林施業のコスト低減に向けた取組

森林資源の循環利用を進めていくためには、伐採跡地への再生林や間伐等の森林施業を着実に実施していく必要があります。

盛岡広域振興局林務部では、森林施業に要するコストの低減に向けて、一貫作業システムによる低コスト再生林研修の実施やカラマツ天然更新モデル林の整備、低密度植栽研修の実施などの取組を実施しています。



低密度植栽研修



低密度植栽施行地におけるカラマツの生育状況

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		101,627	
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	48,022	
	滝沢市	5,552	
	雫石町	17,332	
	岩手町	21,576	
	紫波町	8,530	
	矢巾町	615	

注1 地域森林計画の対象とする地域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く）、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者になった旨の届出及び森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の対象となる。

3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、盛岡広域振興局林務部及び関係市町とする。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数が一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林	
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>	
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、7つの機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）を基礎的な指標とする。また、それぞれの森林が有する機能に応じて、適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて風害、霧害等の気象災害等を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は、多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。</p> <p>このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した、適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する多面的機能の発揮に向けて、(2)の森林整備及び保全の基本方針を踏まえ、以下のとおり誘導する。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林	48,092	46,636
	育 成 複 層 林	5,146	8,559
	天 然 生 林	48,389	46,432
森 林 蓄 積		227	218

注1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

2 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

3 天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努める。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の伐採立木材積を踏まえ、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められる「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとする。

ア 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1か所当たりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るほか、伐採後の確実な更新を確保するものとする。

伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

イ 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2 m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

ウ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うこととする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

エ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

オ 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期の 目安（年）	伐区の設定 方法等
択 伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	1伐区20m×20mで 4箇所/ha程度以内
	带状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	伐採幅は高木の樹高 程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐区の大きさは、土 砂の崩壊、流出に伴 い下流域に被害を及 ぼすおそれがない程 度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 40～55 25～30	

カ 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画において定められる「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

なお、「標準伐期齢」は市町村森林整備計画で定められるものであるが、当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位 年

地 区	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
北上川上流	45	40	35	45	25

(3) その他必要な事項

ア 県土の保全や自然環境の保全等の公益的機能を維持増進する必要のある森林については、市町村森林整備計画において伐採の方法を特定し、環境に配慮した伐採を行うよう努めるものとする。

イ 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図るものとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「人工造林の対象樹種」についての指針は、森林計画区の自然条件、既往の造林地の生育状況、林産物の需要動向等を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹
------	---------------------------

市町村森林整備計画で上記以外の樹種を定める場合には、適地適木を旨とし、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

(ア) 人工林の植栽本数

a 皆伐後の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次の植栽本数を標準とし、自然条件や既往の植栽本数等を勘案して定めるものとする。

なお、植栽に当たっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

樹種	スギ	アカマツ	カラマツ
	3,000 本/ha	4,000 本/ha	2,500 本/ha
植栽本数	〔疎～密〕 1,000～4,000 本/ha	〔疎～密〕 2,800～5,000 本/ha	〔疎～密〕 1,000～3,000 本/ha

市町村森林整備計画で上記の範囲を超えて標準植栽本数を定める場合には、確実な更新が図られるよう、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

b 非皆伐後の植栽本数

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

全面地拵え、筋地拵え、坪地拵えの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うこととする。

なお、地拵えの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定することとする。

b 植付けの方法

作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うこととする。

c 低コスト造林の導入

伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用等、造林コストの低減に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、公益的機能の維持のため森林の早期回復を旨として次のとおりとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる「天然更新に関する事項」についての指針は、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、次のとおりとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新対象樹種は、全ての針葉樹、ホオノキ※、クリ※、ナラ類※、カエデ類※、ミズキ※、ハリギリ、サクラ類※、ケヤキ※、クルミ類※、ブナ※等、将来樹冠を形成する

樹種（高木性）とする。

※は、ぼう芽更新が期待できる樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、ぼう芽更新及び天然下種更新とし、更新補助の作業は次のとおりとする。

(ア) ぼう芽更新

根株又は地際部から発生しているぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として芽かきを行うこととする。

また、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を勘案し、必要に応じて植え込みを行うこととする。

(イ) 天然下種更新

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）に基づき、伐採後おおむね5年を経過した時点で更新状況を確認し、更新完了を判断することとする。

エ 更新完了基準

(ア) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね30cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

(イ) 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね1haあたり2,000本以上であることとする。

(ウ) 上記(イ)の条件を満たす面積の割合が対象地全体のおおむね6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施する。

(エ) 上記(イ)の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施する。

オ 更新調査の方法

(ア) 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年経過時点とする。

(イ) 調査の方法は、原則として標準地調査とする。

ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認のみで良いこととする。この場合は野帳に現地の写真を添付し、保管する。

- a 1 箇所あたりの標準地の大きさは、5 m×4 mとする。
- b 標準地の数は、天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定する。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2 箇所以上
	1 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上
	5 ha 以上	5 箇所以上

c 標準地は、現地の状況を把握するうえで平均的と見られる箇所を選択する。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

市町村森林整備計画において定められる「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」についての指針は、次のとおりとする。

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等の社会的要請等の諸条件を勘案し、天然更新が期待できない森林について定めるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 再造林の促進

針葉樹人工林の資源の保続、年齢構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再造林を積極的に促進する。

なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林を奨励し将来資源の確保を図る。

イ 松くい虫被害抵抗性アカマツ品種の導入

アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を奨励する。

ウ 広葉樹資源の持続的利用

製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。

エ 花粉の少ないスギ品種の導入

スギの人工造林に当たっては、花粉の少ない品種の導入を進める。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」についての指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法等を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

樹種	間伐の時期の目安	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

○ 間伐の方法

間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用することとし、材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において保育を行う際の規範として定められる「保育の作業種別の標準的な方法」についての指針は、立木の生育促進及び森林の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

樹種	保育の種類	実施林齢															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切							○				○					
	除伐								○					○			
	枝打ち											○					○
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除伐							○								○	
カラマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除伐								○							○	

(3) その他必要な事項

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷に放置しないなど、災害の防止に努める。

イ 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、搬出間伐の定着を図る。

ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなど配慮する。

エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の利用促進に努める。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」という。）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」という。）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）に区分し、発揮を期待する機能に応じた森林整備及び保全を図ることとしている。

本県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとしている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」とする。

市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林等の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針は次のとおりとする。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の指針に準拠し、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

県の区分	区域の設定基準
生態系保全森林 (悠久の森)	<ul style="list-style-type: none">・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の特別地域・ 鳥獣保護区特別保護地区・ 県指定自然環境保全地域特別地区・ 民有林緑の回廊

県の区分	区域の設定基準
<p>生活環境保全森林 (ふれあいの森)</p>	<p>「生態系保全森林（悠久の森）」以外の森林のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（飛砂防備、防風、潮害防備、防雪、防霧、防火、魚つき、航行目標、保健、風致） ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の普通地域等 ・ 都市計画法による風致地区 ・ 史跡名勝天然記念物にかかる森林 ・ 特別緑地保全地区、県指定環境緑地保全地域 ・ 生活環境保全機能又は保健文化機能が高位の森林
<p>県土水源保全森林 (ほぜんの森)</p>	<p>「生態系保全森林（悠久の森）」及び「生活環境保全森林（ふれあいの森）」以外の森林のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止） ・ 保安施設地区、砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 水源涵養機能又は山地災害防止機能が高位であつて、木材等生産機能が低位であり、かつ、傾斜 20 度以上、かつ、年平均成長量が 5 m³/ha 未満である森林

注 区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	該当する森林	森林施業の方法
生態系保全森林 (悠久の森)	保健文化機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。) 	<p>① 択伐による複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>② 複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」以外の複層林施業を推進すべき森林</p> <p>③ 長伐期施業を推進すべき森林 左記森林のうち、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能な上記①、②以外の森林</p> <p>〔主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。〕</p> <p>なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。</p>
生活環境保全森林 (ふれあいの森)	快適環境形成機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林 	
県土水源保全森林 (ほぜんの森)	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	<p>【地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜が急な箇所 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 山腹の凹曲部等地表地下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 <p>【地質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基岩の風化が異常に進んだ箇所 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 破碎帯又は断層線上にある箇所 流れ盤となっている箇所 <p>【土壌等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 土層内に異常な滞水層がある箇所 石礫地から成っている箇所 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所 	
		<p>【地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高の高い地域 傾斜が急峻な地域 谷密度の大きい地域 起伏量の大きい地域 渓床又は河床勾配の急な地域 掌状型集水区域 <p>【気象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年平均又は季節的降水量の多い地域 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域 	<p>下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小する。</p>
	上記以外の森林	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を拡大する。	

注 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- ・ 保安林、保安施設地区内の森林
- ・ その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

県の区分	区域の設定基準
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する木材等生産機能の発揮を重視する森林で、(1) のアの区分(生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林)以外の森林

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	森林施業の方法
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等生産機能 維持増進森林	木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

注 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- ・ 保安林、保安施設地区内の森林
- ・ その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(3) その他必要な事項

なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、Ⅱ第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮することとする。

開設に当たっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めることとする。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を進めることとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	141	389
うち林業専用道	1	3

注1 路 網：一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」の総称

2 基幹路網：「林道」と「林業専用道」の総称

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網開設に当たっては、「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として、林道、林業専用道及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択する。

なお、自然条件等が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
		路 網	基 幹 路 網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- 注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。
- 2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。
- 3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、市町村森林整備計画における「路網整備等推進区域」の設定について（平成25年10月21日森整第500号森林整備課総括課長通知）により、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘案し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域とする。

区域の設定に当たっては、次の箇所について設定を検討することとする。

- ア 木材生産機能が高い森林（木材等生産機能維持増進森林のゾーニング区域）
- イ 森林経営計画が立てられている、又は予定がある森林
- ウ 林道・林業専用道等が整備されている、又は計画（開設・改良）予定の森林
- エ 特定間伐等促進計画が立てられている、又は予定がある森林

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に則り開設すること。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。

(6) その他必要な事項

- ア 立木の伐採等による林産物の搬出に当たっては、地表のかく乱、土砂流出による災害が発生しないよう、林地の保全に留意すること。
- イ 搬出のため森林作業道を開設する場合は、極力地形に沿った路線形とし、切土、盛土、及び捨土は必要最小限にとどめ、必要に応じて、法面の安定のための法面保護工、雨水及び溪流による浸食を防ぐための排水施設などを施工することにより、林地の荒廃や下流への土砂の流出を未然に防止すること。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

流域内の市町村、林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に促進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 意欲と能力のある林業経営体等による施業集約化の促進

森林経営管理制度において、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等による施業集約化を促進する。また、施業集約化に当たっては、森林関連情報の提供、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施など、積極的な支援体制の整備に努めることとする。

なお、不在村森林所有者を含めた森林所有者に対し、森林の経営の委託に関する普及啓発等の働きかけを強化し、森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を促進することとする。

イ 国有林との連携の促進

効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進する。

ウ 森林経営管理制度の活用の促進

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度等の活用を促進することとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業就業者の養成・確保

林業就業者の養成・確保のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働安全衛生対策、他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターによる森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系的研修等との連携により、林業就業者のキャリア形成を図る。

また、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、いわて林業アカデミーなど、

U J I ターン者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした、基礎的な知識や技能を習得するための講習等を通じて、林業への新規就業の円滑化に努める。

イ 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

地域の林業の担い手となり得る意欲と能力のある林業経営体等に対し、森林経営計画の作成や高性能林業機械等を活用した低コスト施業の技術習得など、施業集約化による生産性及び収益性の向上を実現できるよう、技術者・技能者の育成を計画的に推進する。

また、生産性の向上のための高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、岩手県林業技術センターや林業労働力確保支援センター等による経営指導や研修を通じて普及指導に努める。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

傾斜等自然条件や路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進するとともに、現地の作業条件に応じた効率的作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進することとする。

ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの構築を促進することとする。

導入促進に当たっては、オペレーターの養成、機械の共同利用の促進等を行うとともに、より効率的な森林施業のための路網整備になるよう、路網整備等推進区域の設定により、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に図ることとする。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、枝条の整理や林地のかく乱防止等森林の保全に配慮すること。

イ 機械作業システムの目標

機械作業システムの目標は、地形や経営形態等の地域の特性に応じて、次のとおりとする。

区 分		車両架線系別	主な高性能林業機械
大規模	緩傾斜地	車両系	ハーベスタ（伐倒・造材）、フォワーダ（搬出）
	急傾斜地	架線系	タワーヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）
小規模	緩傾斜地	車両系	木寄ウィンチ付グラップル（搬出）、プロセッサ（造材）
	急傾斜地	架線系	スイングヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 素材の安定供給体制の構築

意欲と能力のある林業経営体等の育成・強化や高性能林業機械導入、林内路網の整備などによる低コスト素材生産の促進及び関係団体等による県産材供給連絡会議を通じて、大口需要者などへの素材供給体制の一層の強化に取り組む。

イ 木材加工事業体の育成・強化

需要者のニーズに対応した乾燥材等の品質が確かな製材品等の供給体制の整備を図るとともに、素材生産から製品加工に至るまでの事業体間の連携強化により外材や県外製材品等との競争力の強化に取り組む。

ウ 林産物の需要拡大

木材市場、合板工場、集成材工場等の連携により地域材の需要拡大を図るとともに、木質資源の多段階的利用を推進するため、土木用資材等として間伐材等の中小径材の利用を促進する。

木質バイオマスについては、平成 31 年 3 月に策定した「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第 2 期）」に即し、林地残材や製材工場で発生する木屑等を利用するなど、森林資源の有効活用を促進する。

(5) その他必要な事項

流域森林・林業活性化センター等の活動を中心に、市町村、林業関係者、地域住民等の合意形成の下、川上から川下まで連携し、森林整備及び地域材の安定供給を総合的に促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)				
総 数		40,694			
盛岡市	2, 4~69, 74~88, 90~102, 105~110, 116, 121~122, 124~125, 127~128, 132~134, 136~137, 140~141, 143~144, 147, 152~155, 158~159, 161~164, 167~168, 170~179, 181, 183, 192~193, 195~211, 213~224, 229~231, 234, 238~240, 242~243, 245~247, 249~251, 257, 259~261, 263~264, 266~270, 272~276, 278~284, 286, 289~297, 299, 303~304, 306~312, 315~318, 320~322, 326~330, 332~338, 341~343, 345~352, 354, 356~377, 381, 384~387, 1001~1038, 1041~1053, 1058, 1060~1107, 1109, 1111~1113, 1116~1133, 1147, 1161~1167, 1186~1195, 1200, 1211~1219, 1222~1223, 1225~1232, 1235~1238, 1243~1245, 1248, 1250~1251, 1253~1254, 1257, 1263	19,428	1 保安林等制限林については、制限林の施業方法によることとする。 2 その他の区域（山地災害防止機能の高い森林）については、森林内の地表や土壌のかく乱及び林床の破壊の防止に留意することとし、伐採に当たっては、択伐、小面積皆伐等の施業が望ましい。 また、搬出に当たっては、できるだけ積雪時の冬期搬出や架線集材が望ましい。	水かん 土流 土崩 干害 雪崩 保健	9,157 2,952 115 11 25 265
滝沢市	2, 8, 16~17, 21, 25~33, 35~38, 40, 42~56, 58~64, 66~70, 72~83	1,377		水かん 土流 土崩 防風 水害 干害 保健	599 71 5 0 0 45 45
雫石町	1, 3~5, 7~12, 15~84, 86~95, 98~99, 102, 104~109, 112~119, 121~128, 130, 132~133, 136~146, 148, 150~158, 163, 169~180, 182~183, 185~188, 192~194, 197, 199~208, 211~215, 218~236, 239~248, 251, 253~262, 266~267, 269~273, 275~278, 281~285	8,647		水かん 土流 土崩 水害 干害 保健	3,596 2,935 68 4 69 69
岩手町	1~2, 6~7, 9~11, 14~15, 19~33, 37~41, 45~46, 52~54, 56~66, 70~71, 73~77, 79, 83~87, 89, 93~95, 97~100, 102~103, 106, 108~126, 128~129, 134~136, 151, 154~156, 162, 164~167, 169~171, 173~176, 178~185, 188, 193~195, 197~269, 271~275, 277, 284~285, 287~290	9,134		水かん 土流 土崩	4,983 1,709 202

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)				
紫 波 町	1, 8, 10~22, 25~29, 34~36, 39~43, 45~47, 49~63, 67~71, 73~75, 78~85, 88, 91~96, 98~99, 103~110, 113~114, 116~123, 129~135, 137, 145~154	2,030		水かん	412
				土流	86
				土崩	4
				干害	6
				保健	6
矢 巾 町	1~7, 14	78		土流	20

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林 土 流 = 土砂流出防備保安林 土 崩 = 土砂崩壊防備保安林
防 風 = 防風保安林 水 害 = 水害防備保安林 干 害 = 干害防備保安林
雪 崩 = なだれ防止保安林 保 健 = 保健保安林

2 備考欄の数字は重複する保安林面積である。

3 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

○森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	搬出方法
総数		8,793	
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	5,079	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とすること。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止すること。
	滝沢市	233	
	雫石町	1,192	
	岩手町	1,366	
	紫波町	865	
	矢巾町	59	

- 注1 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。
 2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、森林の適切な保全と利用との調整を図ることとし、飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土地の形質を変更する場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用と森林の現況、土地の形質を変更する目的・内容を総合的に勘案しつつ、実施地区の選定を適切に行うこととし、次の事項に留意する。

ア 土砂の流出又は崩壊その他災害の防止に関すること

- (ア) 土地の形質を変更する行為が現地地形に沿って行われること及び土砂の移動量が必要最小限度であること。
- (イ) 切土、盛土又は捨土を行う場合は、法面の安定を確保する工法で行うとともに、切土、盛土又は捨土を行った後に法面が生ずるときは、その法面の地質、土質、高さからみて崩壊のおそれのない勾配とすること。また、必要に応じて排水施設や小段の設置、又はその他の措置を適切に行うこと。
- (ウ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(イ)によることが困難であるか、若しくは適当でない場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁又はその他の法面崩壊防止の措置を適切に行うこと。
- (エ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を行うこと。
- (オ) 土地の形質を変更する行為に伴い、相当量の土砂が流出し、下流流域に災害が発生するおそれがある場合には、先行して十分な容量及び構造のえん堤等の設置、森林の残置等の措置を適切に行うこと。
- (カ) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を持つ排水施設を設置すること。
- (キ) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。
- (ク) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵若しくはなだれ防止柵の設置やその他の措置を適切に行うこと。

イ 水害の発生の防止に関すること

現に森林の有する水害の防止機能に依存している地域において、土地の形質の変更により流量が増加し水害が発生するおそれがある場合は、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。

ウ 水源の確保に関すること

- (ア) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林において、土地の形質を変更しようとする場合、周辺における水利用の実態等からみて、水量を確保する必要があるときは、貯水池や導水路の設置又はその他の措置を適切に行うこと。

- (イ) 周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置、その他の措置を適切に行うこと。

エ 環境の保全に関すること

- (ア) 土地の形質を変更する目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、土地の形質を変更する箇所の周辺に、森林・緑地の残置又は造成を適切に行うこと。
- (イ) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、土地の形質を変更しようとする森林の区域内の適切な箇所に、必要な森林の残置又は造成を行うこと。
- (ウ) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないよう配慮を行うこと。特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、土地の形質の変更により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また土地の形質の変更後に設置される施設の周辺に森林を残置、造成する等の適切な措置を行うこと。

(4) その他必要な事項

なし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

地域住民の安全・安心を確保し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、治山施設の整備や保安林機能が低下している荒廃森林を早期に復旧する治山事業を計画的に進めるとともに、豪雨、地震、地すべり等により山地災害が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

また、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害発生のおそれがある森林について、被害状況等を把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基礎データとし、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定するものとする。

その際、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が定めている各種計画、その他対象鳥獣害による森林被害の情報等を参考とするものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は当該対象鳥獣の捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林被害の拡大を防止するため、監視体制の強化を図り、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない市町村	監視の徹底により、被害の早期発見・早期駆除を図る
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な市町村	被害の徹底駆除により、未被害地域化を図る
隣接地域	先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある市町村	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している市町村	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(ア) 松林の機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林の機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林の機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、防除措置の徹底により、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる松林であって、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林においては、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不良木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」（平成 27 年 3 月 3 日付け森整第 799 号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しい松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

被害木については、「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」を遵守し、積極的に破碎（チップ化）や切削処理を行い、製紙用や燃料用、合板用単板としての利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害が未発生の地域では、被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、カシノナガクイムシが羽化脱出する 6 月 20 日までに駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進するものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の大部分は人為的原因によることから、関係者が連携して巡視を強化するとともに、入山者、農業者等への啓発を行うこととする。

延焼防止に資する防火帯を兼ねた路網の整備や、適切な間伐の実施が林野火災を予防する上で有効な対策であることから、計画的に整備を行うものとする。

また、森林またはその周囲1kmの範囲内で、立木竹や雑草、堆積物等を面的に焼却する場合は、森林法第21条の規定に基づく市町村の長による許可を受けて行うよう徹底する。

(4) その他必要な事項

なし。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備を一体的に推進することにより、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、保健文化機能の高い森林のうち、次に掲げる基準に基づき設定するものとする。

- (1) 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- (2) 地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、森林の施業と施設の整備を一体的かつ計画的に行い、森林資源の総合的な利用を促進することが適当であること。
- (3) 施業の担い手となる森林組合等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業が可能であること。
- (4) その森林の区域内における施設整備の状況及び見込み等からみて森林所有者による施設の整備が行われる見込みのあること。
- (5) 施設の設置により、その森林が現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業は、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴い低下する水源の涵養、^{かん}県土保全等の機能を補完するため次の点に留意するものとする。

ア 造林

原則として、育成複層林にあつては、これを維持するための造林を推進すること。育成単層林、天然生林にあつては、必要に応じて樹下植栽、受光伐、間伐等を行うことにより育成複層林への誘導を推進すること。

イ 保育

健全な林分の維持とともに、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこと。

ウ 伐採

自然環境の保全と景観の維持向上を図るため、原則として、皆伐以外の方法とすること。

エ その他

(ア) 保健機能森林の有する優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行うこと。

(イ) 森林の所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行うこと。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、各種の施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるよう努めるものとする。整備する施設の具体的内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設とする。

(ア) 休養施設	【森林を利活用した快適性の増進のための施設】 休憩施設、森林浴施設、展望施設及びこれらに類する施設
(イ) 教養文化施設	【森林を利活用した学習活動、美術、工芸等の活動のための施設】 森林博物館、樹木園、林業体験学習施設、野外劇場及びこれらに類する施設
(ウ) スポーツ又はレクリエーション施設	【森林を利活用したスポーツ施設又はレクリエーションに資するための施設】 野営場、遊歩道、広場、フィールド・アスレチック、サイクリングロード、クロスカントリースキー場、バードウォッチング施設、ロッジ、キャビン、バンガロー及びこれらに類する施設
(エ) 宿泊施設	【森林への滞在及び森林内の活動の利便性を増進するための施設】 貸し別荘、ペンション及びこれらに類する施設
(オ) これらの施設の利用上必要な施設	【(ア)から(エ)までに掲げる施設の利用上必要な施設】 販売施設、飲食施設、駐車場、案内施設、管理施設及びこれらに類する施設

(3) その他必要な事項

ア 保健機能森林の管理及び運営の指針

森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られることを旨とし、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて次の点に留意するものとする。

- (ア) 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保全及び施設の維持・管理を行うとともに、これらの実施体制の確立に努めること。
- (イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。
- (ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全確保と円滑化に努めること。

イ 保健機能森林における建築物の高さの指針

施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高)未滿とすること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(1) 計画期間総数（令和3年度～令和12年度）

単位 材積：1,000m³

区分	総数			主伐			間伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	2,050	1,730	320	1,190	870	320	860	860	-	
市町村別内訳	盛岡市	1,063	859	204	651	447	204	412	412	-
	滝沢市	110	98	12	65	53	12	45	45	-
	雫石町	344	306	38	193	155	38	151	151	-
	岩手町	306	268	38	176	138	38	130	130	-
	紫波町	215	189	26	97	71	26	118	118	-
	矢巾町	12	10	2	8	6	2	4	4	-

(2) 前半5年分の計画量（令和3年度～令和7年度）

単位 材積：1,000m³

区分	総数			主伐			間伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	990	830	160	590	430	160	400	400	-	
市町村別内訳	盛岡市	515	413	102	323	221	102	192	192	-
	滝沢市	53	47	6	32	26	6	21	21	-
	雫石町	166	147	19	96	77	19	70	70	-
	岩手町	147	128	19	87	68	19	60	60	-
	紫波町	103	90	13	48	35	13	55	55	-
	矢巾町	6	5	1	4	3	1	2	2	-

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

(1) 計画期間総数（令和3年度～令和12年度）

単位 面積：ha

区分	計画期間総数（R3～R12）			
	総数	人工造林	天然更新	
総数	6,000	3,070	2,930	
市町村別内訳	盛岡市	3,430	1,570	1,860
	滝沢市	320	190	130
	雫石町	890	550	340
	岩手町	830	490	340
	紫波町	490	250	240
	矢巾町	40	20	20

(2) 前半5年分の計画量（令和3年度～令和7年度）

単位 面積：ha

区 分		前半5年分の計画量（R3～R7）		
		総数	人工造林	天然更新
総 数		2,840	1,390	1,450
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	1,630	710	920
	滝沢市	150	90	60
	雫石町	420	250	170
	岩手町	390	220	170
	紫波町	230	110	120
	矢巾町	20	10	10

3 間伐面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	
		計 画 期 間 総 数 (R3～R12)	前 半 5 年 分 の 計 画 量 (R3～R7)
総 数		14,570	6,820
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	6,980	3,270
	滝沢市	770	360
	雫石町	2,560	1,200
	岩手町	2,200	1,030
	紫波町	2,000	930
	矢巾町	60	30

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考			
開設	自動車道	林道	雫石町	志戸前川2号	3.00	475	-					
				小 湊	1.80	69	-					
				矢 櫃 II	1.50	144	-					
				小水大水	2.00	155	-					
				大地沢	1.10	193	-					
				夜明沢	2.50	206	-					
				小杉沢	1.50	141	-					
				馬 場	1.50	286	-					
				九十九沢II	2.00	104	-					
				木滝III	1.00	88	-					
				上野沢	1.80	173	-					
		計				11路線	19.70					
		前 期				0路線	-					
		後 期				11路線	19.70					
		林道	岩手町	高 森	0.80	113	-					
				小山沢	1.40	195	-					
				江刈内	1.50	146	-					
				子九十	1.40	124	-					
				欠	1.80	177	-					
				計				5路線	6.90			
				前 期				0路線	-			
		後 期				5路線	6.90					

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考	
開設	自動車道	林道	紫波町	夏 梨	2.10	59	○			
				内 方	2.50	110	○			
				大明神2号	0.90	47	○			
				大内渡	0.40	96	-			
				トゲ沢	0.53	121	-			
				川崎	0.54	79	-			
				新山	0.53	105	-			
				大明神馬の子	0.75	190	-			
				外野	0.30	32	-			
				木戸脇	0.53	73	-			
				黒森	0.32	74	-			
				計	11 路線	9.40				
				前 期	3 路線	5.50				
		後 期	8 路線	3.90						
計 画 区			合 計	27 路線	36.00					
			前 期	3 路線	5.50					
			後 期	24 路線	30.50					
拡張	改良	林道	盛岡市	岩 神	0.02	2,773	○			
				一盃森	4.66	203	○			
				計	2 路線	4.68				
			前 期	2 路線	4.68					
			後 期	0 路線	-					
	改良	林道	雫石町	小志戸前川	小志戸前川	0.01	684	-		
					計	1 路線	0.01			
					前 期	0 路線	-			
			後 期	1 路線	0.01					
	改良	林道	紫波町	鍵掛峠	鍵掛峠	5.42	584	-		
					計	1 路線	5.42			
					前 期	0 路線	-			
		後 期	1 路線	5.42						
計 画 区			合 計	4 路線	10.11					
			前 期	2 路線	4.68					
			後 期	2 路線	5.43					

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	32,968	30,288	
水源涵養のための保安林	23,633	21,203	
災害防備のための保安林	8,881	8,631	
保健、風致の保存等のための保安林	454	454	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市 町 村	区 域		うち前半5年分		
指 定	水 源 かん	盛 岡 市	浅 岸	401	340	水 源 の 涵 養	
			上 米 内	242			
			下 米 内	45			
			新 庄	208	190		
			繫	98	85		
			乙 部	71			
			大 ケ 生	176			
			手 代 森	73			
			湯 沢	14	12		
			砂 子 沢	99			
			川 目	268	230		
			根 田 茂	194	172		
			築 川	158	136		
			藪 川	493	428		
			川 又	64	55		
	馬 場	119					
	滝 沢 市	大 沢	23				
		篠 木	32				
	養	雫 石 町	御 明 神	233	202		
			橋 場	51	45		
			上 野	66			
西 安 庭			177				
南 畑			177	154			
鶯 宿			67	58			

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市 町 村	区 域		うち前半5年分		
解 除	水源かん養	盛岡市	築川	2		公益上の理由	
		計		2			
		前期		-			
		後期		2			
	災害防備	盛岡市	川目	20	10	公益上の理由	
		計		20	10		
		前期		10			
		後期		10			
合計			22	10			
前期			10				
後期			12				

注 該当がないものは「-」で示した。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源かん養	-	1,000	7,500	7,500	7,500
災害防備	500	1,000	5,300	5,300	5,300
保健、風致の保存等	-	-	200	200	200
計	500	2,000	13,000	13,000	13,000

注 該当がないものは「-」で示した。

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

種類	森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
	市 町 村	区 域		う ち 前 半 5 年 分		
保安 林 整 備	盛岡市	日向	1	1	森林整備	
		大志田	1	1		
	計		2	2		
	前期		2			
	後期		-			
山 地 治 山	盛岡市	上平	1	1	溪間工	
		上猪去	1			
		築川	1			
	雫石町	モッコ岳	1	1	溪間工	
		猫沢	1			
		湯ノ沢	1			
	岩手町	愛宕下	1	1	山腹工	
	紫波町	内方	1	1	山腹工	
		新在家(1)	1	1	溪間工	
		新在家(2)	1	1		
		和山	1			
	計		12	6		
	前期		6			
	後期		6			
地す べり	盛岡市	田面野木	1	1	アンカー工	
	計		1	1		
	前期		1			
	後期		-			
合 計	合 計		15	9		
	前 期		9			
	後 期		6			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
水源 か ん 養 保 安 林	盛岡市 (土流) (保健) (県立二) (県立三)	4~63, 67, 68, 82~84, 91~94, 106~109, 132, 172~179, 218, 245, 266~270, 272, 280, 289~296, 320, 346, 348, 350, 357, 372~375, 377, 381, 1045~1051, 1053, 1111, 1128, 1133, 1161, 1164, 1166, 1167, 1186~1195, 1200, 1211~1219, 1222, 1223, 1225~1231, 1235~1237, 1257	9, 157. 44 (10. 35) (113. 47) (31. 56) (73. 57)	別紙1の とおり	注3 参照
	滝沢市	8, 17, 54, 56, 58~63, 69, 70	599. 18		
	雫石町 (砂防指定)	5, 17, 18, 31~33, 37, 56, 62~72, 74, 79, 81, 93, 94, 163, 169~180, 182, 185~188, 197, 199~205, 229, 230, 232, 234~236, 239, 242~245, 257~262	3, 596. 49 (12. 12)		
	岩手町 (土崩)	14, 15, 19, 21, 24~33, 70, 71, 83, 84, 89, 93~95, 180~185, 211~225, 227, 233~235, 238~242, 246~261, 269	4, 983. 32 (3. 59)		
	紫波町	12, 13, 19~22, 39~41, 58, 73, 98	412. 14		
	種類計 (土流) (土崩) (保健) (砂防指定) (県立二) (県立三)		18, 748. 57 (10. 35) (3. 59) (113. 47) (12. 12) (31. 56) (73. 57)		
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	盛岡市 (水かん) (保健)	2, 7, 11, 12, 22, 24, 26, 51, 56, 57, 59, 61~69, 74~78, 80, 81, 85, 86, 88, 90, 91, 96~99, 101, 102, 105, 110, 116, 122, 124, 133, 134, 161, 162, 198, 199, 201, 202, 205, 209~211, 213, 243, 246, 247, 249~251, 257, 259~261, 263, 264, 266, 269, 270, 275, 276, 281~284, 307, 308, 311, 312, 320, 321, 326, 1042~1045, 1127, 1129~1133	2, 951. 56 (10. 35) (126. 48)		
	滝沢市 (防風)	0025, 0026, 0044, 0074	71. 36 (0. 33)		
	雫石町 (史跡名勝)	5, 9, 12, 18~30, 32~36, 38~57, 63, 64, 73, 75~78, 80, 86, 89, 90, 108, 115, 116, 122~124, 152, 194, 255	2, 935. 30 (2. 31)		
	岩手町	97, 98, 114~120, 135, 165~167, 193, 194, 217, 221, 226~232, 236, 237, 240~246, 269, 274, 275, 277, 284, 285	1, 708. 66		
	紫波町	8, 10, 12, 13, 25, 40, 42, 43, 45~47	85. 65		
	矢巾町	4, 14	19. 30		
		種類計 (水かん) (防風) (保健) (史跡名勝)		7, 771. 83 (10. 35) (0. 33) (126. 48) (2. 31)	
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	盛岡市	206, 224, 230, 231, 239, 240, 286, 326, 327, 345, 356	114. 91		
	滝沢市	74, 82	5. 18		
	雫石町	89, 90, 99, 107, 121, 194, 206~208, 211, 225, 226, 241, 247, 248	67. 51		
	岩手町 (水かん)	154, 169~171, 210, 218, 220, 221, 236, 238, 246, 247, 261, 262, 265, 266, 268, 269, 287, 290	201. 97 (3. 59)		
	紫波町	19, 107, 108	3. 87		
		種類計 (水かん)		393. 44 (3. 59)	

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
防 風 保 安 林	盛岡市 (県立三)	1134, 1135, 1137, 1163	11.47 (11.47)	別紙1の とおり	注3 参照
	滝沢市 (土流)	26	8.96 (0.33)		
	岩手町	69, 81	30.01		
	紫波町	1, 49	2.49		
	種類計 (土流) (県立三)		52.93 (0.33) (11.47)		
水 害 防 備 保 安 林	滝沢市	81	0.33		
	雫石町	98, 107, 143	4.08		
	種類計		4.41		
干 害 防 備 保 安 林	盛岡市	341	11.23		
	滝沢市 (保健)	36	44.88 (44.88)		
	雫石町 (保健) (史跡名勝)	151, 152	68.65 (68.65) (68.28)		
	紫波町 (保健)	43	5.54 (5.54)		
	種類計 (保健) (史跡名勝)		130.30 (119.07) (68.28)		
な だ れ 防 止 保 安 林	盛岡市	250, 251	25.49		
	種類計		25.49		
保 健 保 安 林	盛岡市 (水かん) (土流) (鳥保護)	66, 79, 377, 1132, 1237	326.89 (113.47) (126.48) (77.95)		
	滝沢市 (干害)	36	44.88 (44.88)		
	雫石町 (干害) (史跡名勝)	151, 152	68.65 (68.65) (68.28)		
	紫波町 (干害)	43	5.54 (5.54)		
	種類計 (水かん) (土流) (干害) (鳥保護) (史跡名勝)		445.96 (113.47) (126.48) (119.07) (77.95) (68.28)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
砂 防 指 定 地	盛岡市 (急傾斜)	208, 213, 238	3.93 (0.06)	別紙2の とおり	
	滝沢市	50~52	23.69		
	雫石町 (水かん)	80~82	46.23 (12.12)		
	岩手町	116, 118, 119, 134	8.75		
	紫波町	14~16	16.70		
	種類計 (水かん) (急傾斜)		99.30 (12.12) (0.06)		
	国立公園 第三種 特別 地域	雫石町	118		
	種類計		159.33		
県立自然公園 第二種 特別 地域	盛岡市 (水かん)	1136~1138, 1147, 1148, 1150, 1152~1162, 1164, 1167~1174, 1176~1185, 1203~1206, 1238, 1240, 1242, 1243, 1248	2,303.92 (31.56)		
	種類計 (水かん)		2,303.92 (31.56)		
県立自然公園 第三種 特別 地域	盛岡市 (水かん) (防風)	1069, 1133~1137, 1139~1152, 1159~1167, 1179, 1247, 1248	2,448.35 (73.57) (11.47)		
	種類計 (水かん) (防風)		2,448.35 (73.57) (11.47)		
鳥獣 保護 区 特別 保護 地区	盛岡市 (保健)	66, 79, 80	87.65 (77.95)		
	滝沢市	35	8.50		
	種類計 (保健)		96.15 (77.95)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
都市計画法による風致地区	盛岡市	123, 135, 225	60.73	別紙2のとおり	
	種類計		60.73		
史跡名勝天然記念物にかかわる森林	滝沢市	22, 23	115.81		
	雫石町 (土流) (干害) (保健)	151, 152, 165	185.49 (2.31) (68.28) (68.28)		
	岩手町	4, 9, 59	16.53		
	種類計 (土流) (干害) (保健)		317.83 (2.31) (68.28) (68.28)		
県指定自然環境保全地域特別地区	滝沢市	19, 24, 25	17.05		
	種類計		17.05		
県環境緑地保全地域	滝沢市	36	6.28		
	雫石町	119, 120	103.72		
	種類計		110.00		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	盛岡市 (砂防指定)	137, 209, 213	7.34 (0.06)	別紙2の とおり	
	雫石町	255	1.35		
	岩手町	135	0.49		
	種類計 (砂防指定)		9.18 (0.06)		

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林	砂防指定 = 砂防指定地
土流 = 土砂流出防備保安林	国立三 = 国立公園第3種特別地域
土崩 = 土砂崩壊防備保安林	県立二 = 県立自然公園第2種特別地域
防風 = 防風保安林	県立三 = 県立自然公園第3種特別地域
水害 = 水害防備保安林	鳥保護 = 鳥獣保護区特別保護地区
干害 = 干害防備保安林	都市風致 = 都市計画法による風致地区
雪崩 = なだれ防止保安林	史跡名勝 = 史跡名勝天然記念物にかかる森林
保健 = 保健保安林	県環特 = 県指定自然環境保全地域特別地区
	県環緑 = 県環境緑地保全地域
	急傾斜 = 急傾斜地崩壊危険区域

2 市町村欄の（ ）書きは重複する他の制限林の種類であり、面積欄の（ ）書きはその面積の内数である。

3 表の備考の記載は下記のとおり

備考

ただし、平成13年度以前に指定した保安林で法改正による指定施業要件を変更していない保安林の指定施業要件は下記のとおりである。

1 択伐

伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。）を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、指定箇所ごとに定められている率を乗じた材積とする。

2 間伐

伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

3 植栽

立木を伐採した後において当該伐採地が植栽によらなければ的確な更新が困難と認められるものについては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、満1年以上の苗をおおむね1ha当たり3,000本以上の割合で均等に分布するように植栽しなければならない。なお、樹種については各保安林ごとに定められているものに限る。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植栽	<p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

森林法施行令第4条別表第2 抜粋

別紙2 自然公園等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	択伐とする。 伐採を行う場合は、「砂防法施行条例」第5条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
国立公園 第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。 木竹に損傷を及ぼす行為等については、「自然公園法」第20条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。
県立自然公園 第2種特別地域	1 択伐法 (1) 伐採が行われる森林の最少区域ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 (2) 伐採の対象となる木竹の林齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りではない。 (3) 公園事業に係る施設及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺において行われる場合にあっては、単木択伐法によること。 2 皆伐法 (1) 伐採の対象となる木竹の林齢は、択伐法と同様とする。 (2) 1伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、樹冠疎密度が3を超え保残木を残す場合又は利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。 (3) 当該伐区が更新して5年を経過していない皆伐による伐区に隣接していないこと。 (4) 利用施設等の周辺において行われるものでないこと。 木竹を伐採する場合は、「県立自然公園条例」第10条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
県立自然公園 第3種特別地域	木竹を伐採する場合は、「県立自然公園条例」第10条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
鳥獣保護区 特別保護地区	1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その他の森林にあつては伐採種を定めない。 2 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要と認められる特定の樹木については禁伐とする。 3 皆伐できる面積の限度は、当該特別保護区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 4 一定限度以上の木竹を伐採する場合は、「鳥獣の保護及び猟銃の適正化に関する法律」第29条第7項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
都市計画法による 風致地区	1 皆伐 皆伐後の成林が確実に認められ、伐採区域の面積が1ヘクタールを越えないこと。 2 皆伐以外の伐採 建築物の建築その他工作物の建築または宅地の造成等の行為をするために必要最小限の伐採、森林の択伐または森林区域外の伐採であり、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なう恐れが少ないこと。 3 木竹を伐採する場合には、風致地区内の建築等の規制に関する条例第3条に基づき知事の許可を受ける必要がある。
史跡名勝天然記念物 にかかる森林	指定の目的に応じた施業を行う。 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」第125条第1項の規定に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。
県指定自然環境保全地域 特別地区	1 30%以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、例外として2ヘクタール以内の皆伐を行うことができるものとし、伐区はつとめて分散することとする。 2 特別地区内の野生動植物保護地区については、禁伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、単木択伐をできるものとし、択伐率は現在蓄積の10%以内とする。 3 木竹を伐採する場合は、「岩手県自然環境保全条例」第15条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
県環境緑地保全地域	伐採は、自然環境の保全に支障をおよぼさないよう配慮して行うものとする。 木竹を伐採する場合には、「岩手県自然環境保全条例」第23条に基づき知事に届出を行う必要がある。
急傾斜地崩壊危険区域	択伐とする。 伐採を行う場合は、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第7条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。

2 その他必要な事項

(1) 森林関連情報の収集・精度向上の推進

県は、森林所有者に対する適切な森林施業等の指導や、森林経営計画の作成に必要な情報提供等を行うため、森林関連情報の収集・精度向上を推進する。特に、森林所有者情報については、森林法の一部改正により、平成 24 年 4 月以降、新たに森林の土地の所有者となった者は市町村長への届出義務が課せられたことから、市町村と情報の共有化を図るほか、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地売買届出、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査の成果等について情報収集に努める。

(2) 林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進

県は、伐採を行おうとする林業経営体に対して、伐採届出の提出時や県有林の立木販売時等において、「伐採等森林施業に関する基本的な考えとその指標」（平成 12 年 5 月 森林施業に関する懇話会報告）等を踏まえた森林施業を指導してきたところであり、引き続き、市町村や関係団体等と連携し、林地の保全等に配慮した森林施業を指導していく。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率	
		総数②	国有林	民有林	②/①×100	
総 数	234,451	163,432	61,805	101,627	69.7	
市町村別内訳	盛岡市	88,647	64,778	16,755	48,022	73.1
	滝沢市	18,246	7,347	1,795	5,552	40.3
	雫石町	60,882	49,132	31,799	17,332	80.7
	岩手町	36,046	26,960	5,384	21,576	74.8
	紫波町	23,898	13,603	5,073	8,530	56.9
	矢巾町	6,732	1,613	998	615	24.0

- 注1 区域面積は、全国都道府県市区町村別面積調（平成30年）による。
 2 国有林面積は、東北森林管理局による林野庁所管面積（官行造林を含む）。
 3 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数が一致しないことがある。

(2) 地況（気候）

単位 気温：℃、降水量：mm、積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	主風の方向
	最 高	最 低	年平均			
盛 岡	35.5	-10.6	11.1	1,235	29	南南東
好 摩	34.2	-14.9	10.6	1,170	-	南西
藪 川	30.4	-21.7	6.7	1,404	-	東北東
滝 沢	-	-	-	1,525	-	-
雫 石	34.4	-16.9	9.9	1,494	-	西
紫 波	35.4	-13.6	11.0	1,241	-	西

注 気象庁アメダスデータ（2015～2019年）の平均値による。

(3) 土地利用の現況

単位：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	234,451	163,432	32,928	18,560	14,368	38,090	8,232	
市町村別内訳	盛岡市	88,647	64,778	8,903	4,578	4,325	14,967	4,277
	滝沢市	18,246	7,347	3,762	1,411	2,351	7,136	1,009
	雫石町	60,882	49,132	6,078	4,168	1,909	5,672	641
	岩手町	36,046	26,960	5,319	1,438	3,881	3,767	496
	紫波町	23,898	13,603	5,969	4,524	1,445	4,325	955
	矢巾町	6,732	1,613	2,897	2,441	456	2,222	854

- 注1 田、畑、宅地の面積は、岩手県統計年鑑（平成29年）による。
 2 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数が一致しないことがある。

(4) 産業別生産額

単位：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業	
		総 数	農 業	林 業	水産業			
総 数	1,495,110	27,838	25,914	1,843	82	198,613	1,259,861	
市町村別内訳	盛岡市	1,052,324	10,485	9,548	889	48	97,882	937,764
	滝沢市	121,066	2,292	2,169	100	23	16,122	101,940
	雫石町	51,915	3,259	2,971	282	6	12,397	35,953
	岩手町	37,285	6,238	5,883	355	-	8,271	22,557
	紫波町	84,123	4,024	3,897	122	5	17,081	62,524
	矢巾町	148,397	1,540	1,446	95	-	46,860	99,123

注1 市町村民経済計算年報（平成29年度）による。

注2 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数が一致しないことがある。

注3 総生産額は分類不能産業分を含むため、各値の計と一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業	
		計	農 業	林 業	水産業			
総 数	219,036	13,550	13,036	479	35	35,561	165,285	
市町村別内訳	盛岡市	143,723	4,797	4,544	231	22	20,013	115,081
	滝沢市	27,861	1,399	1,332	59	8	6,100	19,792
	雫石町	9,148	1,663	1,602	59	2	1,797	5,552
	岩手町	7,173	1,931	1,832	99	-	1,879	3,349
	紫波町	17,209	2,523	2,499	21	3	3,439	11,213
	矢巾町	13,922	1,237	1,227	10	-	2,333	10,298

注1 平成27年国勢調査による。

注2 総数は分類不能産業分を含むため、各値の計と一致しない。

2 森林の現況
 (1) 齡級別森林資源表
 ア 総数

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	総数			1 齡			2 齡			3 齡		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立	総数	101,627.27	23,022,865	296,308	922.70	-	-	4,694.85	156,097	17,165	3,099.00	176,880	14,736
		97,353.79	23,022,865	296,308	922.70	-	-	4,694.85	156,097	17,165	3,099.00	176,880	14,736
		49,977.41	16,367,220	227,422	842.70	-	-	888.14	22,394	7,645	636.72	47,678	7,216
	総数	47,376.38	6,655,645	68,886	80.00	-	-	3,806.71	133,703	9,520	2,462.28	129,202	7,520
		44,335.50	14,187,451	215,989	906.55	-	-	902.36	22,976	7,690	665.72	49,514	7,311
		43,834.04	14,131,772	215,121	842.70	-	-	887.90	22,392	7,644	635.29	47,592	7,202
	人工	501.46	55,679	868	63.85	-	-	14.46	584	46	30.43	1,922	109
		42,355.40	13,537,173	209,981	905.94	-	-	898.36	22,923	7,677	656.79	49,019	7,244
		41,892.13	13,485,975	209,237	842.09	-	-	884.13	22,344	7,631	628.59	47,252	7,145
	木	広葉樹	463.27	51,198	744	63.85	-	-	14.23	579	46	28.20	1,767
総数		1,980.10	650,278	6,008	0.61	-	-	4.00	53	13	8.93	495	67
針葉樹		1,941.91	645,797	5,884	0.61	-	-	3.77	48	13	6.70	340	57
広葉樹		38.19	4,481	124	-	-	-	0.23	5	-	2.23	155	10
総数		53,018.29	8,835,414	80,319	16.15	-	-	3,792.49	133,121	9,475	2,433.28	127,366	7,425
針葉樹		6,143.37	2,235,448	12,301	-	-	-	0.24	2	1	1.43	86	14
天然	広葉樹	46,874.92	6,599,966	68,018	16.15	-	-	3,792.25	133,119	9,474	2,431.85	127,280	7,411
	総数	4,822.43	1,522,879	9,003	-	-	-	-	-	-	2.59	156	19
	針葉樹	4,553.15	1,474,972	8,765	-	-	-	-	-	-	1.43	86	14
	広葉樹	269.28	47,907	238	-	-	-	-	-	-	1.16	70	5
	総数	3,009.35	825,171	4,148	-	-	-	0.24	2	1	-	-	-
	針葉樹	1,246.94	525,749	2,902	-	-	-	0.24	2	1	-	-	-
地	広葉樹	1,762.41	299,422	1,246	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総数	45,186.51	6,487,364	67,168	16.15	-	-	3,792.25	133,119	9,474	2,430.69	127,210	7,406
	針葉樹	343.28	234,727	634	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	広葉樹	44,843.23	6,252,637	66,534	16.15	-	-	3,792.25	133,119	9,474	2,430.69	127,210	7,406
無立	竹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木	4,273.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級			成 長 量 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
總	數	1,777.78	172,348	11,488	2,650.16	352,466	18,158	4,561.08	738,059	27,895	3,563.73	737,643	22,329			
		1,777.78	172,348	11,488	2,650.16	352,466	18,158	4,561.08	738,059	27,895	3,563.73	737,643	22,329			
		784.46	97,491	7,935	1,231.04	219,460	12,950	1,879.60	425,875	18,306	2,137.21	560,906	17,889			
		993.32	74,857	3,553	1,419.12	133,006	5,208	2,681.48	312,184	9,589	1,426.52	176,737	4,440			
		792.73	97,361	7,826	1,260.84	222,128	13,020	1,870.44	422,536	18,146	2,110.74	555,068	17,704			
		764.87	95,402	7,738	1,222.69	218,137	12,869	1,844.47	419,799	18,062	2,100.64	553,614	17,669			
		27.86	1,959	88	38.15	3,991	151	25.97	2,737	84	10.10	1,454	35			
		769.69	95,225	7,627	1,226.58	217,437	12,780	1,823.45	412,969	17,712	2,075.45	546,278	17,416			
		744.65	93,518	7,551	1,207.70	215,515	12,707	1,802.99	410,849	17,648	2,065.43	544,836	17,381			
		25.04	1,707	76	18.88	1,922	73	20.46	2,120	64	10.02	1,442	35			
		23.04	2,136	199	34.26	4,691	240	46.99	9,567	434	35.29	8,790	288			
		20.22	1,884	187	14.99	2,622	162	41.48	8,950	414	35.21	8,778	288			
2.82	252	12	19.27	2,069	78	5.51	617	20	0.08	12	-					
985.05	74,987	3,662	1,389.32	130,338	5,138	2,690.64	315,523	9,749	1,452.99	182,575	4,625					
19.59	2,089	197	8.35	1,323	81	35.13	6,076	244	36.57	7,292	220					
965.46	72,898	3,465	1,380.97	129,015	5,057	2,655.51	309,447	9,505	1,416.42	175,283	4,405					
19.59	2,089	197	6.73	993	56	33.72	5,863	235	30.65	5,679	170					
19.59	2,089	197	5.88	899	53	33.53	5,834	234	27.98	5,345	161					
-	-	-	0.85	94	3	0.19	29	1	2.67	334	9					
-	-	-	0.13	19	1	15.03	1,679	56	18.50	3,172	86					
-	-	-	0.13	19	1	0.90	129	5	7.43	1,617	48					
-	-	-	-	-	-	-	14.13	51	11.07	1,555	38					
965.46	72,898	3,465	1,382.46	129,326	5,081	2,641.89	307,981	9,458	1,403.84	173,724	4,369					
-	-	-	2.34	405	27	0.70	113	5	1.16	330	11					
965.46	72,898	3,465	1,380.12	128,921	5,054	2,641.19	307,868	9,453	1,402.68	173,394	4,358					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級			成 長 量			
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
總 數	總 數	4,956.19	1,186,558	28,140	4,233.97	1,190,876	22,888	8,393.52	2,320,789	35,481	9,294.03	2,685,579	30,364				
	針 葉 樹	1,186,558	28,140	4,233.97	1,190,876	22,888	8,393.52	2,320,789	35,481	9,294.03	2,685,579	30,364					
	廣 葉 樹	3,021.51	910,230	22,815	3,159.81	1,042,976	20,739	5,707.50	1,919,390	31,172	6,250.32	2,154,526	26,072				
	總 數	1,934.68	276,328	5,325	1,074.16	147,900	2,149	2,686.02	401,399	4,309	3,043.71	531,053	4,292				
	針 葉 樹	3,050.21	910,742	22,808	3,111.75	1,029,569	20,486	5,580.26	1,883,187	30,659	6,015.85	2,070,060	25,129				
	廣 葉 樹	2,998.73	904,500	22,689	3,098.47	1,027,611	20,466	5,536.94	1,876,546	30,589	5,945.51	2,060,558	25,043				
	廣 葉 樹	51.48	6,242	119	13.28	1,958	20	43.32	6,641	70	70.34	9,502	86				
	總 數	3,000.39	897,763	22,533	2,983.84	992,648	19,817	5,426.68	1,831,687	29,891	5,684.92	1,981,701	24,233				
	針 葉 樹	2,949.64	891,641	22,416	2,970.69	990,712	19,797	5,383.63	1,825,095	29,821	5,614.82	1,972,239	24,147				
	廣 葉 樹	50.75	6,122	117	13.15	1,936	20	43.05	6,592	70	70.10	9,462	86				
	總 數	49.82	12,979	275	127.91	36,921	669	153.58	51,500	768	330.93	88,359	896				
	針 葉 樹	49.09	12,859	273	127.78	36,899	669	153.31	51,451	768	330.69	88,319	896				
廣 葉 樹	0.73	120	2	0.13	22	-	0.27	49	-	0.24	40	-					
總 數	1,905.98	275,816	5,332	1,122.22	161,307	2,402	2,813.26	437,602	4,822	3,278.18	615,519	5,235					
針 葉 樹	22.78	5,730	126	61.34	15,365	273	170.56	42,844	583	304.81	93,968	1,029					
廣 葉 樹	1,883.20	270,086	5,206	1,060.88	145,942	2,129	2,642.70	394,758	4,239	2,973.37	521,551	4,206					
總 數	25.43	5,954	129	59.09	14,186	249	136.20	34,104	455	235.04	71,137	772					
針 葉 樹	21.94	5,504	120	55.40	13,768	243	126.95	32,739	440	228.46	69,857	761					
廣 葉 樹	3.49	450	9	3.69	418	6	9.25	1,365	15	6.58	1,280	11					
總 數	28.17	2,508	50	44.77	6,718	105	175.57	30,202	362	223.87	48,359	457					
針 葉 樹	0.58	136	3	5.24	1,471	27	43.14	9,973	141	64.44	20,514	220					
廣 葉 樹	27.59	2,372	47	39.53	5,247	78	132.43	20,229	221	159.43	27,845	237					
總 數	1,852.38	267,354	5,153	1,018.36	140,403	2,048	2,501.49	373,296	4,005	2,819.27	496,023	4,006					
針 葉 樹	0.26	90	3	0.70	126	3	0.47	132	2	11.91	3,597	48					
廣 葉 樹	1,852.12	267,264	5,150	1,017.66	140,277	2,045	2,501.02	373,164	4,003	2,807.36	492,426	3,958					
林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
木		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級			成 長 量
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
立 木	總 數	總 數	10,628.68	3,106,132	25,938	13,008.93	3,494,549	19,971	9,446.75	2,370,369	10,517	3,915.34	874,492	3,035
		針 葉 樹	10,628.68	3,106,132	25,938	13,008.93	3,494,549	19,971	9,446.75	2,370,369	10,517	3,915.34	874,492	3,035
		廣 葉 樹	6,509.80	2,358,593	21,545	7,250.14	2,550,637	16,397	4,158.40	1,479,246	7,911	997.60	371,057	1,860
		總 數	4,118.88	747,539	4,393	5,758.79	943,912	3,574	5,288.35	891,123	2,606	2,917.74	503,435	1,175
		針 葉 樹	5,890.02	2,156,536	19,767	6,120.47	2,180,791	13,705	3,421.19	1,231,213	6,483	492.13	205,928	1,067
		針 葉 樹	5,851.83	2,149,219	19,726	6,103.86	2,178,332	13,697	3,411.91	1,229,436	6,479	484.38	204,642	1,064
		廣 葉 樹	38.19	7,317	41	16.61	2,459	8	9.28	1,777	4	7.75	1,286	3
		總 數	5,667.15	2,074,797	19,048	5,686.47	2,032,355	12,956	3,114.65	1,129,249	6,098	478.08	200,299	1,042
		針 葉 樹	5,630.65	2,067,827	19,009	5,670.00	2,029,919	12,948	3,105.40	1,127,478	6,094	470.41	199,029	1,039
		廣 葉 樹	36.50	6,970	39	16.47	2,436	8	9.25	1,771	4	7.67	1,270	3
		總 數	222.87	81,739	719	434.00	148,436	749	306.54	101,964	385	14.05	5,629	25
		針 葉 樹	221.18	81,392	717	433.86	148,413	749	306.51	101,958	385	13.97	5,613	25
		廣 葉 樹	1.69	347	2	0.14	23	-	0.03	6	-	0.08	16	-
		總 數	4,738.66	949,596	6,171	6,888.46	1,313,758	6,266	6,025.56	1,139,156	4,034	3,423.21	668,564	1,968
		針 葉 樹	657.97	209,374	1,819	1,146.28	372,305	2,700	746.49	249,810	1,432	513.22	166,415	796
廣 葉 樹	4,080.69	740,222	4,352	5,742.18	941,453	3,566	5,279.07	889,346	2,602	2,909.99	502,149	1,172		
總 數	589.06	177,368	1,493	902.90	282,375	2,008	587.90	190,610	1,076	463.12	142,606	671		
針 葉 樹	508.07	161,568	1,397	845.75	272,970	1,967	567.29	186,899	1,064	432.01	136,518	652		
廣 葉 樹	80.99	15,800	96	57.15	9,405	41	20.61	3,711	12	31.11	6,088	19		
總 數	277.17	70,001	533	520.51	131,454	765	478.50	114,938	521	186.16	45,814	172		
針 葉 樹	139.90	44,973	395	254.15	84,811	609	178.50	62,613	366	70.05	25,957	124		
廣 葉 樹	137.27	25,028	138	266.36	46,643	156	300.00	52,325	155	116.11	19,857	48		
總 數	3,872.43	702,227	4,145	5,465.05	899,929	3,493	4,959.16	833,608	2,437	2,773.93	480,144	1,125		
針 葉 樹	10.00	2,833	27	46.38	14,524	124	0.70	298	2	11.16	3,940	20		
廣 葉 樹	3,862.43	699,394	4,118	5,418.67	885,405	3,369	4,958.46	833,310	2,435	2,762.77	476,204	1,105		
竹	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無 立 木 地	地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	16 齡 級			17 齡 級			18 齡 級			19 齡 級			成 長 量	
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量
總	總 數	2,746.39	655,901	2,101	2,905.94	693,643	1,750	1,935.69	521,651	1,391	1,225.95	430,603	1,150		
		2,746.39	655,901	2,101	2,905.94	693,643	1,750	1,935.69	521,651	1,391	1,225.95	430,603	1,150		
		728.25	311,541	1,544	762.54	325,171	1,354	601.38	300,887	1,216	686.40	345,058	1,084		
		2,018.14	344,360	557	2,143.40	368,472	396	1,334.31	220,764	175	539.55	85,545	66		
		341.26	164,646	822	364.25	186,079	903	387.99	219,060	955	378.72	220,796	756		
		336.71	163,879	821	352.15	184,394	900	387.32	218,917	955	371.25	219,723	756		
		4.55	767	1	12.10	1,685	3	0.67	143	-	7.47	1,073	-		
		313.60	150,712	758	354.85	180,545	876	356.30	199,982	881	344.54	202,663	701		
		309.13	149,962	757	342.75	178,860	873	355.63	199,839	881	337.07	201,590	701		
		4.47	750	1	12.10	1,685	3	0.67	143	-	7.47	1,073	-		
		27.66	13,934	64	9.40	5,534	27	31.69	19,078	74	34.18	18,133	55		
		27.58	13,917	64	9.40	5,534	27	31.69	19,078	74	34.18	18,133	55		
0.08	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
天	總 數	2,405.13	491,255	1,279	2,541.69	507,564	847	1,547.70	302,591	436	847.23	209,807	394		
		391.54	147,662	723	410.39	140,777	454	214.06	81,970	261	315.15	125,335	328		
		2,013.59	343,593	556	2,131.30	366,787	393	1,333.64	220,621	175	532.08	84,472	66		
		296.84	97,295	396	359.53	115,656	357	209.57	68,694	190	239.25	82,842	174		
		285.70	95,869	393	350.05	114,325	355	179.22	62,657	184	239.08	82,831	174		
		11.14	1,426	3	9.48	1,331	2	30.35	6,037	6	0.17	11	-		
		260.63	80,485	377	112.67	34,751	105	140.88	38,248	91	71.29	37,453	132		
		105.23	51,409	327	58.97	25,847	96	33.04	18,677	75	58.05	34,988	130		
		155.40	29,076	50	53.70	8,904	9	107.84	19,571	16	13.24	2,465	2		
		1,847.66	313,475	506	2,069.49	357,157	385	1,197.25	195,649	155	536.69	89,512	88		
		0.61	384	3	1.37	605	3	1.80	636	2	18.02	7,516	24		
		1,847.05	313,091	503	2,068.12	356,552	382	1,195.45	195,013	153	518.67	81,996	64		
地	無 立 木 地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	20			21			以上				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立	總	總數	546.52	189,464	441	2,846.59	968,766	1,370				
		針葉樹	546.52	189,464	441	2,846.59	968,766	1,370				
		広葉樹	344.71	154,954	417	1,399.18	769,150	1,355				
	人	總數	134.62	70,010	201	537.40	289,251	551				
		針葉樹	133.04	69,759	201	523.38	287,320	551				
		広葉樹	1.58	251	-	14.02	1,931	-				
	工	總數	117.06	61,271	179	470.61	257,650	512				
		針葉樹	115.67	61,061	179	461.06	256,409	512				
		広葉樹	1.39	210	-	9.55	1,241	-				
	林	總數	17.56	8,739	22	66.79	31,601	39				
		針葉樹	17.37	8,698	22	62.32	30,911	39				
		広葉樹	0.19	41	-	4.47	690	-				
	木	總	總數	411.90	119,454	240	2,309.19	679,515	819			
			針葉樹	211.67	85,195	216	875.80	481,830	804			
			広葉樹	200.23	34,259	24	1,433.39	197,685	15			
天		總數	167.25	56,728	110	457.97	168,544	246				
		針葉樹	167.25	56,728	110	457.57	168,486	246				
		広葉樹	-	-	-	0.40	58	-				
然		總數	47.00	28,752	105	408.26	150,616	229				
		針葉樹	43.79	28,182	105	183.16	114,431	229				
		広葉樹	3.21	570	-	225.10	36,185	-				
林		總數	197.65	33,974	25	1,442.96	360,355	344				
		針葉樹	0.63	285	1	235.07	198,913	329				
		広葉樹	197.02	33,689	24	1,207.89	161,442	15				
地		林	-	-	-	-	-	-				
		無立木	-	-	-	-	-	-				

イ 制限林

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	総			数			1			2			3			級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立	木	総数	32,544.44	7,135,343	87,368	239.77	-	1,183.33	35,323	4,683	424.30	23,049	2,398						
		総数	31,693.25	7,135,343	87,368	239.77	-	1,183.33	35,323	4,683	424.30	23,049	2,398						
		針葉樹	17,256.81	5,085,643	72,529	181.70	-	301.20	7,587	2,608	182.85	10,782	1,681						
		広葉樹	14,436.44	2,049,700	14,839	58.07	-	882.13	27,736	2,075	241.45	12,267	717						
		総数	15,966.05	4,545,888	69,666	233.44	-	309.06	7,840	2,628	186.53	11,018	1,694						
		針葉樹	15,765.66	4,530,570	69,437	181.70	-	301.20	7,585	2,607	182.85	10,782	1,681						
		広葉樹	200.39	15,318	229	51.74	-	7.86	255	21	3.68	236	13						
		総数	15,319.28	4,328,696	67,629	233.44	-	307.96	7,825	2,625	186.35	11,012	1,693						
		針葉樹	15,121.92	4,313,710	67,407	181.70	-	300.33	7,575	2,604	182.67	10,776	1,680						
		広葉樹	197.36	14,986	222	51.74	-	7.63	250	21	3.68	236	13						
地	天	総数	646.77	217,192	2,037	-	-	1.10	15	3	0.18	6	1						
		針葉樹	643.74	216,860	2,030	-	-	0.87	10	3	0.18	6	1						
		広葉樹	3.03	332	7	-	-	0.23	5	-	-	-	-						
		総数	15,727.20	2,589,455	17,702	6.33	-	874.27	27,483	2,055	237.77	12,031	704						
		針葉樹	1,491.15	555,073	3,092	-	-	-	-	2	1	-	-						
		広葉樹	14,236.05	2,034,382	14,610	6.33	-	874.27	27,481	2,054	237.77	12,031	704						
		総数	987.97	305,282	1,686	-	-	-	-	-	-	-	-						
		針葉樹	918.84	294,407	1,640	-	-	-	-	-	-	-	-						
		広葉樹	69.13	10,875	46	-	-	-	-	-	-	-	-						
		総数	1,396.89	393,916	1,962	-	-	0.24	2	1	-	-	-						
針葉樹	518.53	245,339	1,343	-	-	0.24	2	1	-	-	-								
広葉樹	878.36	148,577	619	-	-	-	-	-	-	-	-								
総数	13,342.34	1,890,257	14,054	6.33	-	874.27	27,481	2,054	237.77	12,031	704								
針葉樹	53.78	15,327	109	-	-	-	-	-	-	-	-								
広葉樹	13,288.56	1,874,930	13,945	6.33	-	874.27	27,481	2,054	237.77	12,031	704								
竹	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
無	立	851.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	4			5			6			7			級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木	總數	433.43	40,890	3,093	786.80	109,663	6,051	1,239.14	214,092	8,368	893.86	207,541	6,328			
		總數	433.43	40,890	3,093	786.80	109,663	6,051	1,239.14	214,092	8,368	893.86	207,541	6,328		
	總數	271.07	30,550	2,605	535.00	88,938	5,213	734.97	158,609	6,633	745.88	188,594	5,854			
		針葉樹	271.07	30,550	2,605	535.00	88,938	5,213	734.97	158,609	6,633	745.88	188,594	5,854		
	總數	162.36	10,340	488	251.80	20,725	838	504.17	55,483	1,735	147.98	18,947	474			
		針葉樹	162.36	10,340	488	251.80	20,725	838	504.17	55,483	1,735	147.98	18,947	474		
	總數	281.34	31,094	2,623	537.27	89,121	5,217	738.72	158,927	6,641	746.46	188,562	5,852			
		針葉樹	281.34	31,094	2,623	537.27	89,121	5,217	738.72	158,927	6,641	746.46	188,562	5,852		
	總數	11.89	662	30	2.27	183	4	4.54	504	16	1.42	205	5			
		針葉樹	11.89	662	30	2.27	183	4	4.54	504	16	1.42	205	5		
總數	279.71	30,959	2,610	532.60	88,455	5,182	726.16	156,478	6,539	728.01	184,376	5,723				
	針葉樹	279.71	30,959	2,610	532.60	88,455	5,182	726.16	156,478	6,539	728.01	184,376	5,723			
總數	267.82	30,297	2,580	531.44	88,365	5,179	723.07	156,162	6,529	726.59	184,171	5,718				
	針葉樹	267.82	30,297	2,580	531.44	88,365	5,179	723.07	156,162	6,529	726.59	184,171	5,718			
總數	11.89	662	30	1.16	90	3	3.09	316	10	1.42	205	5				
	針葉樹	11.89	662	30	1.16	90	3	3.09	316	10	1.42	205	5			
總數	1.63	135	13	4.67	666	35	12.56	2,449	102	18.45	4,186	129				
	針葉樹	1.63	135	13	4.67	666	35	12.56	2,449	102	18.45	4,186	129			
總數	152.09	9,796	470	249.53	20,542	834	500.42	55,165	1,727	147.40	18,979	476				
	針葉樹	152.09	9,796	470	249.53	20,542	834	500.42	55,165	1,727	147.40	18,979	476			
總數	1.62	118	12	-	-	-	0.79	186	8	0.84	237	7				
	針葉樹	1.62	118	12	-	-	0.79	186	8	0.84	237	7				
總數	150.47	9,678	458	249.53	20,542	834	499.63	54,979	1,719	146.56	18,742	469				
	針葉樹	150.47	9,678	458	249.53	20,542	834	499.63	54,979	1,719	146.56	18,742	469			
總數	1.62	118	12	-	-	-	0.79	186	8	3.51	571	16				
	針葉樹	1.62	118	12	-	-	0.79	186	8	3.51	571	16				
總數	1.62	118	12	-	-	-	0.79	186	8	0.84	237	7				
	針葉樹	1.62	118	12	-	-	0.79	186	8	0.84	237	7				
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.67	334	9				
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	2.67	334	9				
總數	-	-	-	-	-	-	9.86	1,052	35	-	-	-				
	針葉樹	-	-	-	-	-	9.86	1,052	35	-	-	-				
總數	150.47	9,678	458	249.53	20,542	834	489.77	53,927	1,684	143.89	18,408	460				
	針葉樹	150.47	9,678	458	249.53	20,542	834	489.77	53,927	1,684	143.89	18,408	460			
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
總數	150.47	9,678	458	249.53	20,542	834	489.77	53,927	1,684	143.89	18,408	460				
	針葉樹	150.47	9,678	458	249.53	20,542	834	489.77	53,927	1,684	143.89	18,408	460			
無立木地	總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	8			9			10			11			級	
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	材積	成長量
立木	總數	1,477.71	367,278	8,598	1,310.72	350,172	6,496	3,609.95	929,762	14,497	2,876.34	761,810	8,124		
		1,477.71	367,278	8,598	1,310.72	350,172	6,496	3,609.95	929,762	14,497	2,876.34	761,810	8,124		
		1,131.79	326,077	7,772	1,066.61	317,326	5,997	2,460.72	773,320	12,740	2,114.90	636,855	7,057		
		345.92	41,201	826	244.11	32,846	499	1,149.23	156,442	1,757	761.44	124,955	1,067		
		1,153.99	327,243	7,792	1,049.11	313,011	5,917	2,415.98	761,177	12,573	2,089.09	620,728	6,868		
		1,126.54	324,616	7,740	1,046.42	312,599	5,910	2,402.73	759,789	12,554	2,039.25	614,927	6,814		
		27.45	2,627	52	2.69	412	7	13.25	1,388	19	49.84	5,801	54		
		1,142.05	323,891	7,718	1,000.12	298,577	5,620	2,371.71	747,902	12,378	2,007.35	596,721	6,604		
		1,114.60	321,264	7,666	997.43	298,165	5,613	2,358.46	746,514	12,359	1,957.55	590,925	6,550		
		27.45	2,627	52	2.69	412	7	13.25	1,388	19	49.80	5,796	54		
		11.94	3,352	74	48.99	14,434	297	44.27	13,275	195	81.74	24,007	264		
		11.94	3,352	74	48.99	14,434	297	44.27	13,275	195	81.70	24,002	264		
										0.04	5				
天然林	總數	323.72	40,035	806	261.61	37,161	579	1,193.97	168,585	1,924	787.25	141,082	1,256		
		5.25	1,461	32	20.19	4,727	87	57.99	13,531	186	75.65	21,928	243		
		318.47	38,574	774	241.42	32,434	492	1,135.98	155,054	1,738	711.60	119,154	1,013		
		5.25	1,461	32	20.64	4,789	87	29.35	6,834	91	49.36	14,254	160		
		5.25	1,461	32	19.66	4,687	86	27.48	6,492	87	49.36	14,254	160		
					0.98	102	1	1.87	342	4					
		1.97	307	6	22.09	2,580	41	137.63	23,132	276	87.44	18,019	168		
					0.01	3		30.18	6,971	98	23.28	7,021	75		
		1.97	307	6	22.08	2,577	41	107.45	16,161	178	64.16	10,998	93		
		316.50	38,267	768	218.88	29,792	451	1,026.99	138,619	1,557	650.45	108,809	928		
					0.52	37	1	0.33	68	1	3.01	653	8		
		316.50	38,267	768	218.36	29,755	450	1026.66	138,551	1,556	647.44	108,156	920		
竹															
無立木地															

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	12 齢 級			13 齢 級			14 齢 級			15 齢 級			成 長 量		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
立 木	總 數	3,130.55	822,405	6,428	4,248.13	1,047,972	5,548	3,228.60	751,789	3,158	1,353.19	260,136	821			
		3,130.55	822,405	6,428	4,248.13	1,047,972	5,548	3,228.60	751,789	3,158	1,353.19	260,136	821			
	總 數	2,020.28	629,034	5,206	2,620.56	802,148	4,512	1,461.55	462,443	2,206	228.21	70,857	307			
		1,110.27	193,371	1,222	1,627.57	245,824	1,036	1,767.05	289,346	952	1,124.98	189,279	514			
	總 數	1,907.88	594,629	4,892	2,371.16	724,123	3,887	1,305.35	409,239	1,874	140.81	43,164	163			
		1,903.63	594,044	4,889	2,363.87	722,992	3,883	1,304.62	409,125	1,874	136.78	42,609	162			
	總 數	4.25	585	3	7.29	1,131	4	0.73	114	-	4.03	555	1			
		1,803.86	555,234	4,499	2,184.60	662,027	3,575	1,215.74	381,808	1,759	138.61	42,462	162			
	總 數	1,799.62	554,651	4,496	2,177.31	660,896	3,571	1,215.04	381,700	1,759	134.66	41,923	161			
		4.24	583	3	7.29	1,131	4	0.70	108	-	3.95	539	1			
總 數	104.02	39,395	393	186.56	62,096	312	89.61	27,431	115	2.20	702	1				
	104.01	39,393	393	186.56	62,096	312	89.58	27,425	115	2.12	686	1				
總 數	0.01	2	-	-	-	-	0	6	-	0.08	16	-				
	1,222.67	227,776	1,536	1,876.97	323,849	1,661	1,923.25	342,550	1,284	1,212.38	216,972	658				
總 數	116.65	34,990	317	256.69	79,156	629	156.93	53,318	332	91.43	28,248	145				
	1,106.02	192,786	1,219	1,620.28	244,693	1,032	1,766.32	289,232	952	1,120.95	188,724	513				
總 數	64.99	19,804	179	158.47	46,744	365	122.55	38,848	236	77.72	21,973	109				
	61.19	19,030	174	139.30	44,058	352	112.96	37,140	231	72.67	20,993	106				
總 數	3.80	774	5	19.17	2,686	13	9.59	1,708	5	5.05	980	3				
	83.10	19,542	161	186.11	42,994	272	161.65	36,662	170	84.76	18,749	70				
總 數	47.55	14,085	127	87.31	26,194	206	43.97	16,178	101	16.27	6,369	34				
	35.55	5,457	34	98.80	16,800	66	117.68	20,484	69	68.49	12,380	36				
總 數	1,074.58	188,430	1,196	1,532.39	234,111	1,024	1,639.05	267,040	878	1,049.90	176,250	479				
	7.91	1,875	16	30.08	8,904	71	-	-	-	2.49	886	5				
總 數	1,066.67	186,555	1,180	1,502.31	225,207	953	1,639.05	267,040	878	1,047.41	175,364	474				
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
無 立 木 地	竹 林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	16			17			18			19			20		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木	總數	989.91	217,098	787	1,243.66	269,151	606	1,012.78	237,860	573	545.07	161,208	406			
		總數	989.91	217,098	787	1,243.66	269,151	606	1,012.78	237,860	573	545.07	161,208	406		
	總數	223.54	94,853	557	220.68	93,849	403	194.00	104,110	445	195.98	106,645	356			
		針葉樹	223.54	94,853	557	220.68	93,849	403	194.00	104,110	445	195.98	106,645	356		
	總數	766.37	122,245	230	1,022.98	175,302	203	818.78	133,750	128	349.09	54,563	50			
		針葉樹	766.37	122,245	230	1,022.98	175,302	203	818.78	133,750	128	349.09	54,563	50		
	總數	86.43	36,460	181	102.71	48,629	237	131.88	75,741	335	83.71	59,173	211			
		針葉樹	86.43	36,460	181	102.71	48,629	237	131.88	75,741	335	83.71	59,173	211		
	總數	0.13	26	-	4.70	383	-	-	-	-	0.28	17	-			
		針葉樹	0.13	26	-	4.70	383	-	-	-	0.28	17	-			
總數	77.43	30,929	144	100.67	47,313	232	119.30	64,959	286	82.01	58,022	207				
	針葉樹	77.43	30,929	144	100.67	47,313	232	119.30	64,959	286	82.01	58,022	207			
總數	77.38	30,920	144	95.97	46,930	232	119.30	64,959	286	81.73	58,005	207				
	針葉樹	77.38	30,920	144	95.97	46,930	232	119.30	64,959	286	81.73	58,005	207			
總數	0.05	9	-	4.70	383	-	-	-	-	0.28	17	-				
	針葉樹	0.05	9	-	4.70	383	-	-	-	0.28	17	-				
總數	9.00	5,531	37	2.04	1,316	5	12.58	10,782	49	1.70	1,151	4				
	針葉樹	9.00	5,531	37	2.04	1,316	5	12.58	10,782	49	1.70	1,151	4			
總數	8.92	5,514	37	2.04	1,316	5	12.58	10,782	49	1.70	1,151	4				
	針葉樹	8.92	5,514	37	2.04	1,316	5	12.58	10,782	49	1.70	1,151	4			
總數	0.08	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	針葉樹	0.08	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
總數	903.48	180,638	606	1,140.95	220,522	369	880.90	162,119	238	461.36	102,035	195				
	針葉樹	903.48	180,638	606	1,140.95	220,522	369	880.90	162,119	238	461.36	102,035	195			
總數	137.24	58,419	376	122.67	45,603	166	62.12	28,369	110	112.55	47,489	145				
	針葉樹	137.24	58,419	376	122.67	45,603	166	62.12	28,369	110	112.55	47,489	145			
總數	766.24	122,219	230	1,018.28	174,919	203	818.78	133,750	128	348.81	54,546	50				
	針葉樹	766.24	122,219	230	1,018.28	174,919	203	818.78	133,750	128	348.81	54,546	50			
總數	65.18	17,345	86	110.52	35,785	119	54.60	17,736	54	71.02	22,660	49				
	針葉樹	65.18	17,345	86	110.52	35,785	119	54.60	17,736	54	71.02	22,660	49			
總數	57.38	16,460	84	101.18	34,484	117	45.74	15,973	52	71.02	22,660	49				
	針葉樹	57.38	16,460	84	101.18	34,484	117	45.74	15,973	52	71.02	22,660	49			
總數	7.80	885	2	9.34	1,301	2	8.86	1,763	2	-	-	-				
	針葉樹	7.80	885	2	9.34	1,301	2	8.86	1,763	2	-	-	-			
總數	198.84	65,020	337	48.18	15,082	55	66.35	22,212	67	40.70	23,925	91				
	針葉樹	198.84	65,020	337	48.18	15,082	55	66.35	22,212	67	40.70	23,925	91			
總數	79.86	41,959	292	21.49	11,119	49	16.38	12,396	58	33.36	22,459	90				
	針葉樹	79.86	41,959	292	21.49	11,119	49	16.38	12,396	58	33.36	22,459	90			
總數	118.98	23,061	45	26.69	3,963	6	49.97	9,816	9	7.34	1,466	1				
	針葉樹	118.98	23,061	45	26.69	3,963	6	49.97	9,816	9	7.34	1,466	1			
總數	639.46	98,273	183	982.25	169,655	195	759.95	122,171	117	349.64	55,450	55				
	針葉樹	639.46	98,273	183	982.25	169,655	195	759.95	122,171	117	349.64	55,450	55			
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.17	2,370	6				
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	8.17	2,370	6				
總數	639.46	98,273	183	982.25	169,655	195	759.95	122,171	117	341.47	53,080	49				
	針葉樹	639.46	98,273	183	982.25	169,655	195	759.95	122,171	117	341.47	53,080	49			
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

ウ 普通林

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区分	分	総数			1 級			2 級			3 級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木	総数	69,082.83	15,887,522	208,940	682.93	-	-	3,511.28	120,774	12,482	2,674.70	153,831	12,338
	総数	65,660.54	15,887,522	208,940	682.93	-	-	3,511.28	120,774	12,482	2,674.70	153,831	12,338
	針葉樹	32,720.60	11,281,577	154,893	661.00	-	-	586.70	14,807	5,037	453.87	36,896	5,535
	広葉樹	32,939.94	4,605,945	54,047	21.93	-	-	2,924.58	105,967	7,445	2,220.83	116,935	6,803
	総数	28,369.45	9,641,563	146,323	673.11	-	-	593.30	15,136	5,062	479.19	38,496	5,617
	針葉樹	28,068.38	9,601,202	145,684	661.00	-	-	586.70	14,807	5,037	452.44	36,810	5,521
	広葉樹	301.07	40,361	639	12.11	-	-	6.60	329	25	26.75	1,686	96
	総数	27,036.12	9,208,477	142,352	672.50	-	-	590.40	15,098	5,052	470.44	38,007	5,551
	針葉樹	26,770.21	9,172,265	141,830	660.39	-	-	583.80	14,769	5,027	445.92	36,476	5,465
	広葉樹	265.91	36,212	522	12.11	-	-	6.60	329	25	24.52	1,531	86
天然地	総数	1,333.33	433,086	3,971	0.61	-	-	2.90	38	10	8.75	489	66
	針葉樹	1,298.17	428,937	3,854	0.61	-	-	2.90	38	10	6.52	334	56
	広葉樹	35.16	4,149	117	-	-	-	-	-	-	2.23	155	10
	総数	37,291.09	6,245,959	62,617	9.82	-	-	2,917.98	105,638	7,420	2,195.51	115,335	6,721
	針葉樹	4,652.22	1,680,375	9,209	-	-	-	-	-	-	1.43	86	14
	広葉樹	32,638.87	4,565,584	53,408	9.82	-	-	2,917.98	105,638	7,420	2,194.08	115,249	6,707
	総数	3,834.46	1,217,597	7,317	-	-	-	-	-	-	2.59	156	19
	針葉樹	3,634.31	1,180,565	7,125	-	-	-	-	-	-	1.43	86	14
	広葉樹	200.15	37,032	192	-	-	-	-	-	-	1.16	70	5
	総数	1,612.46	431,255	2,186	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天然林	針葉樹	728.41	280,410	1,559	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	広葉樹	884.05	150,845	627	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総数	31,844.17	4,597,107	53,114	9.82	-	-	2,917.98	105,638	7,420	2,192.92	115,179	6,702
	針葉樹	289.50	219,400	525	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹	広葉樹	31,554.67	4,377,707	52,589	9.82	-	-	2917.98	105,638	7,420	2192.92	115,179	6,702
	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無立木地	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地	3,422.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	4			5			6			7			級	
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	材積	成長量
立木	總數	1,344.35	131,458	8,395	1,863.36	242,803	12,107	3,321.94	523,967	19,527	2,669.87	530,102	16,001		
		總數	1,344.35	131,458	8,395	1,863.36	242,803	12,107	3,321.94	523,967	19,527	2,669.87	530,102	16,001	
	總數	513.39	66,941	5,330	696.04	130,522	7,737	1,144.63	267,266	11,673	1,391.33	372,312	12,035		
		針葉樹	513.39	66,941	5,330	696.04	130,522	7,737	1,144.63	267,266	11,673	1,391.33	372,312	12,035	
	總數	830.96	64,517	3,065	1,167.32	112,281	4,370	2,177.31	256,701	7,854	1,278.54	157,790	3,966		
		広葉樹	830.96	64,517	3,065	1,167.32	112,281	4,370	2,177.31	256,701	7,854	1,278.54	157,790	3,966	
	總數	511.39	66,267	5,203	723.57	133,007	7,803	1,131.72	263,609	11,505	1,364.28	366,506	11,852		
		針葉樹	511.39	66,267	5,203	723.57	133,007	7,803	1,131.72	263,609	11,505	1,364.28	366,506	11,852	
	總數	495.42	64,970	5,145	687.69	129,199	7,656	1,110.29	261,376	11,437	1,355.60	365,257	11,822		
		針葉樹	495.42	64,970	5,145	687.69	129,199	7,656	1,110.29	261,376	11,437	1,355.60	365,257	11,822	
總數	15.97	1,297	58	35.88	3,808	147	21.43	2,233	68	8.68	1,249	30			
	広葉樹	15.97	1,297	58	35.88	3,808	147	21.43	2,233	68	8.68	1,249	30		
總數	489.98	64,266	5,017	693.98	128,982	7,598	1,097.29	256,491	11,173	1,347.44	361,902	11,693			
	針葉樹	489.98	64,266	5,017	693.98	128,982	7,598	1,097.29	256,491	11,173	1,347.44	361,902	11,693		
總數	476.83	63,221	4,971	676.26	127,150	7,528	1079.92	254,687	11,119	1338.84	360,665	11,663			
	針葉樹	476.83	63,221	4,971	676.26	127,150	7,528	1079.92	254,687	11,119	1338.84	360,665	11,663		
總數	13.15	1,045	46	17.72	1,832	70	17.37	1,804	54	8.60	1,237	30			
	広葉樹	13.15	1,045	46	17.72	1,832	70	17.37	1,804	54	8.60	1,237	30		
總數	21.41	2,001	186	29.59	4,025	205	34.43	7,118	332	16.84	4,604	159			
	針葉樹	21.41	2,001	186	29.59	4,025	205	34.43	7,118	332	16.84	4,604	159		
總數	18.59	1,749	174	11.43	2,049	128	30.37	6,689	318	16.76	4,592	159			
	針葉樹	18.59	1,749	174	11.43	2,049	128	30.37	6,689	318	16.76	4,592	159		
總數	2.82	252	12	18.16	1,976	77	4.06	429	14	0.08	12	-			
	広葉樹	2.82	252	12	18.16	1,976	77	4.06	429	14	0.08	12	-		
總數	832.96	65,191	3,192	1,139.79	109,796	4,304	2,190.22	260,358	8,022	1,305.59	163,596	4,149			
	針葉樹	832.96	65,191	3,192	1,139.79	109,796	4,304	2,190.22	260,358	8,022	1,305.59	163,596	4,149		
總數	17.97	1,971	185	8.35	1,323	81	34.34	5,890	236	35.73	7,055	213			
	針葉樹	17.97	1,971	185	8.35	1,323	81	34.34	5,890	236	35.73	7,055	213		
總數	814.99	63,220	3,007	1,131.44	108,473	4,223	2,155.88	254,468	7,786	1,269.86	156,541	3,936			
	針葉樹	814.99	63,220	3,007	1,131.44	108,473	4,223	2,155.88	254,468	7,786	1,269.86	156,541	3,936		
總數	17.97	1,971	185	6.73	993	56	32.93	5,677	227	27.14	5,108	154			
	針葉樹	17.97	1,971	185	6.73	993	56	32.93	5,677	227	27.14	5,108	154		
總數	-	-	-	0.85	94	3	0.19	29	1	-	-	-			
	広葉樹	-	-	-	0.85	94	3	0.19	29	1	-	-	-		
總數	-	-	-	0.13	19	1	5.17	627	21	18.50	3,172	86			
	針葉樹	-	-	-	0.13	19	1	5.17	627	21	18.50	3,172	86		
總數	-	-	-	0.13	19	1	0.90	129	5	7.43	1,617	48			
	針葉樹	-	-	-	0.13	19	1	0.90	129	5	7.43	1,617	48		
總數	-	-	-	-	-	-	4.27	498	16	11.07	1,555	38			
	針葉樹	-	-	-	-	-	4.27	498	16	11.07	1,555	38			
總數	814.99	63,220	3,007	1,132.93	108,784	4,247	2,152.12	254,054	7,774	1,259.95	155,316	3,909			
	針葉樹	814.99	63,220	3,007	1,132.93	108,784	4,247	2,152.12	254,054	7,774	1,259.95	155,316	3,909		
總數	-	-	-	2.34	405	27	0.70	113	5	1.16	330	11			
	針葉樹	-	-	-	2.34	405	27	0.70	113	5	1.16	330	11		
總數	814.99	63,220	3,007	1130.59	108,379	4,220	2151.42	253,941	7,769	1258.79	154,986	3,898			
	針葉樹	814.99	63,220	3,007	1130.59	108,379	4,220	2151.42	7,769	1258.79	154,986	3,898			
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
總數	-	-	-	-	-										

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立 木	總 數	3,478.48	819,280	4,593	2,923.25	840,704	16,392	4,783.57	1,391,027	20,984	6,417.69	1,923,769	22,240
		3,478.48	819,280	4,593	2,923.25	840,704	16,392	4,783.57	1,391,027	20,984	6,417.69	1,923,769	22,240
	總 數	1,889.72	584,153	94	2,093.20	725,650	14,742	3,246.78	1,146,070	18,432	4,135.42	1,517,671	19,015
		1,889.72	584,153	94	2,093.20	725,650	14,742	3,246.78	1,146,070	18,432	4,135.42	1,517,671	19,015
	總 數	1,588.76	235,127	4,499	830.05	115,054	1,650	1,536.79	244,957	2,552	2,282.27	406,098	3,225
		1,588.76	235,127	4,499	830.05	115,054	1,650	1,536.79	244,957	2,552	2,282.27	406,098	3,225
	總 數	1,896.22	583,499	67	2,062.64	716,558	14,569	3,164.28	1,122,010	18,086	3,926.76	1,449,332	18,261
		1,896.22	583,499	67	2,062.64	716,558	14,569	3,164.28	1,122,010	18,086	3,926.76	1,449,332	18,261
	總 數	1,872.19	579,884	0	2,052.05	715,012	14,556	3,134.21	1,116,757	18,035	3,906.26	1,445,631	18,229
		1,872.19	579,884	0	2,052.05	715,012	14,556	3,134.21	1,116,757	18,035	3,906.26	1,445,631	18,229
總 數	24.03	3,615	67	10.59	1,546	13	30.07	5,253	51	20.50	3,701	32	
	24.03	3,615	67	10.59	1,546	13	30.07	5,253	51	20.50	3,701	32	
總 數	1,858.34	573,872	14,815	1,983.72	694,071	14,197	3,054.97	1,083,785	17,513	3,677.57	1,384,980	17,629	
	1,858.34	573,872	14,815	1,983.72	694,071	14,197	3,054.97	1,083,785	17,513	3,677.57	1,384,980	17,629	
總 數	1835.04	570,377	14,750	1973.26	692,547	14,184	3025.17	1,078,581	17,462	3657.27	1,381,314	17,597	
	1835.04	570,377	14,750	1973.26	692,547	14,184	3025.17	1,078,581	17,462	3657.27	1,381,314	17,597	
總 數	23.30	3,495	65	10.46	1,524	13	29.80	5,204	51	20.30	3,666	32	
	23.30	3,495	65	10.46	1,524	13	29.80	5,204	51	20.30	3,666	32	
總 數	37.88	9,627	201	78.92	22,487	372	109.31	38,225	573	249.19	64,352	632	
	37.88	9,627	201	78.92	22,487	372	109.31	38,225	573	249.19	64,352	632	
總 數	37.15	9,507	199	78.79	22,465	372	109.04	38,176	573	248.99	64,317	632	
	37.15	9,507	199	78.79	22,465	372	109.04	38,176	573	248.99	64,317	632	
總 數	0.73	120	2	0.13	22	-	0.27	49	-	0.20	35	-	
	0.73	120	2	0.13	22	-	0.27	49	-	0.20	35	-	
天 然 林	總 數	1,582.26	235,781	4,526	860.61	124,146	1,823	1,619.29	269,017	2,898	2,490.93	474,437	3,979
		1,582.26	235,781	4,526	860.61	124,146	1,823	1,619.29	269,017	2,898	2,490.93	474,437	3,979
	總 數	17.53	4,269	94	41.15	10,638	186	112.57	29,313	397	229.16	72,040	786
		17.53	4,269	94	41.15	10,638	186	112.57	29,313	397	229.16	72,040	786
	總 數	1,564.73	231,512	4,432	819.46	113,508	1,637	1,506.72	239,704	2,501	2,261.77	402,397	3,193
		1,564.73	231,512	4,432	819.46	113,508	1,637	1,506.72	239,704	2,501	2,261.77	402,397	3,193
	總 數	20.18	4,493	97	38.45	9,397	162	106.85	27,270	364	185.68	56,883	612
		20.18	4,493	97	38.45	9,397	162	106.85	27,270	364	185.68	56,883	612
	總 數	16.69	4,043	88	35.74	9,081	157	99.47	26,247	353	179.10	55,603	601
		16.69	4,043	88	35.74	9,081	157	99.47	26,247	353	179.10	55,603	601
總 數	3.49	450	9	2.71	316	5	7.38	1,023	11	6.58	1,280	11	
	3.49	450	9	2.71	316	5	7.38	1,023	11	6.58	1,280	11	
總 數	26.20	2,201	44	22.68	4,138	64	37.94	7,070	86	136.43	30,340	289	
	26.20	2,201	44	22.68	4,138	64	37.94	7,070	86	136.43	30,340	289	
總 數	0.58	136	3	5.23	1,468	27	12.96	3,002	43	41.16	13,493	145	
	0.58	136	3	5.23	1,468	27	12.96	3,002	43	41.16	13,493	145	
總 數	25.62	2,065	41	17.45	2,670	37	24.98	4,068	43	95.27	16,847	144	
	25.62	2,065	41	17.45	2,670	37	24.98	4,068	43	95.27	16,847	144	
總 數	1,535.88	229,087	4,385	799.48	110,611	1,597	1,474.50	234,677	2,448	2,168.82	387,214	3,078	
	1,535.88	229,087	4,385	799.48	110,611	1,597	1,474.50	234,677	2,448	2,168.82	387,214	3,078	
總 數	0.26	90	3	0.18	89	2	0.14	64	1	8.90	2,944	40	
	0.26	90	3	0.18	89	2	0.14	64	1	8.90	2,944	40	
總 數	1535.62	228,997	4,382	799.30	110,522	1,595	1474.36	234,613	2,447	2159.92	384,270	3,038	
	1535.62	228,997	4,382	799.30	110,522	1,595	1474.36	234,613	2,447	2159.92	384,270	3,038	
竹 林	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無 立 木 地	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	12 齡			13 齡			14 齡			15 齡			級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	材積	成長量	
地	立	總數	7,498.13	2,283,727	19,510	8,760.80	2,446,577	14,423	6,218.15	1,618,580	7,359	2,562.15	614,356	2,214	2,214	
			7,498.13	2,283,727	19,510	8,760.80	2,446,577	14,423	6,218.15	1,618,580	7,359	2,562.15	614,356	2,214	2,214	
		總數	針葉樹	4,489.52	1,729,559	16,339	4,629.58	1,748,489	11,885	2,696.85	1,016,803	5,705	769.39	300,200	1,553	1,553
			広葉樹	3,008.61	554,168	3,171	4,131.22	698,088	2,538	3,521.30	601,777	1,654	1,792.76	314,156	661	661
		總數	針葉樹	3,948.20	1,555,175	14,837	3,739.99	1,455,340	9,814	2,107.29	820,311	4,605	347.60	162,033	902	902
			広葉樹	33.94	6,732	38	9.32	1,328	4	8.55	1,663	4	3.72	731	2	2
		總數	針葉樹	3,863.29	1,519,563	14,549	3,501.87	1,370,328	9,381	1,898.91	747,441	4,339	339.47	157,837	880	880
			広葉樹	3831.03	1,513,176	14,513	3492.69	1,369,023	9,377	1890.36	745,778	4,335	335.75	157,106	878	878
		總數	針葉樹	32.26	6,387	36	9.18	1,305	4	8.55	1,663	4	3.72	731	2	2
			広葉樹	118.85	42,344	326	247.44	86,340	437	216.93	74,533	270	11.85	4,927	24	24
		總數	針葉樹	117.17	41,999	324	247.30	86,317	437	216.93	74,533	270	11.85	4,927	24	24
			広葉樹	1.68	345	2	0.14	23	-	-	-	-	-	-	-	-
地	天	總數	3,515.99	721,820	4,635	5,011.49	989,909	4,605	4,102.31	796,606	2,750	2,210.83	451,592	1,310	1,310	
			3,515.99	721,820	4,635	5,011.49	989,909	4,605	4,102.31	796,606	2,750	2,210.83	451,592	1,310	1,310	
		總數	針葉樹	541.32	174,384	1,502	889.59	293,149	2,071	589.56	196,492	1,100	421.79	138,167	651	651
			広葉樹	2,974.67	547,436	3,133	4,121.90	696,760	2,534	3,512.75	600,114	1,650	1,789.04	313,425	659	659
		總數	針葉樹	524.07	157,564	1,314	744.43	235,631	1,643	465.35	151,762	840	385.40	120,633	562	562
			広葉樹	446.88	142,538	1,223	706.45	228,912	1,615	454.33	149,759	833	359.34	115,525	546	546
		總數	針葉樹	77.19	15,026	91	37.98	6,719	28	11.02	2,003	7	26.06	5,108	16	16
			広葉樹	194.07	50,459	372	334.40	88,460	493	316.85	78,276	351	101.40	27,065	102	102
		總數	針葉樹	92.35	30,888	268	166.84	58,617	403	134.53	46,435	265	53.78	19,588	90	90
			広葉樹	101.72	19,571	104	167.56	29,843	90	182.32	31,841	86	47.62	7,477	12	12
		總數	針葉樹	2,797.85	513,797	2,949	3,932.66	665,818	2,469	3,320.11	566,568	1,559	1,724.03	303,894	646	646
			広葉樹	2.09	958	11	16.30	5,620	53	0.70	298	2	8.67	3,054	15	15
總數	針葉樹	2795.76	512,839	2,938	3916.36	660,198	2,416	3319.41	566,270	1,557	1715.36	300,840	631	631		
	広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無	立	地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	16 齢			17 齢			18 齢			19 齢		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木	総数	1,756.48	438,803	1,314	1,662.28	424,492	1,144	922.91	283,791	818	680.88	269,395	744
		1,756.48	438,803	1,314	1,662.28	424,492	1,144	922.91	283,791	818	680.88	269,395	744
	総数	504.71	216,688	987	541.86	231,322	951	407.38	196,777	771	490.42	238,413	728
		針葉樹	1,251.77	222,115	327	1,120.42	193,170	193	515.53	87,014	47	190.46	30,982
	総数	254.83	128,186	641	261.54	137,450	666	256.11	143,319	620	295.01	161,623	545
		針葉樹	250.41	127,445	640	254.14	136,148	663	255.44	143,176	620	287.82	160,567
	総数	4.42	741	1	7.40	1,302	3	0.67	143	-	7.19	1,056	-
		広葉樹	236.17	119,783	614	254.18	133,232	644	237.00	135,023	595	262.53	144,641
	総数	231.75	119,042	613	246.78	131,930	641	236.33	134,880	595	255.34	143,585	494
		広葉樹	4.42	741	1	7.40	1,302	3	0.67	143	-	7.19	1,056
総数	18.66	8,403	27	7.36	4,218	22	19.11	8,296	25	32.48	16,982	51	
	針葉樹	18.66	8,403	27	7.36	4,218	22	19.11	8,296	25	32.48	16,982	51
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	広葉樹	1,501.65	310,617	673	1,400.74	287,042	478	666.80	140,472	198	385.87	107,772	199
総数	254.30	89,243	347	287.72	95,174	288	151.94	53,601	151	202.60	77,846	183	
	針葉樹	1,247.35	221,374	326	1,113.02	191,868	190	514.86	86,871	47	183.27	29,926	16
総数	231.66	79,950	310	249.01	79,871	238	154.97	50,958	136	168.23	60,182	125	
	針葉樹	228.32	79,409	309	248.87	79,841	238	133.48	46,684	132	168.06	60,171	125
総数	3.34	541	1	0.14	30	-	21.49	4,274	4	0.17	11	-	
	広葉樹	61.79	15,465	40	64.49	19,669	50	74.53	16,036	24	30.59	13,528	41
総数	25.37	9,450	35	37.48	14,728	47	16.66	6,281	17	24.69	12,529	40	
	針葉樹	36.42	6,015	5	27.01	4,941	3	57.87	9,755	7	5.90	999	1
総数	1,208.20	215,202	323	1,087.24	187,502	190	437.30	73,478	38	187.05	34,062	33	
	針葉樹	0.61	384	3	1.37	605	3	1.80	636	2	9.85	5,146	18
総数	1207.59	214,818	320	1085.87	186,897	187	435.50	72,842	36	177.20	28,916	15	
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無立木地	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	20		21		21		以上				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積			
地	立	木	総数	351.60	129,497	295	1,575.74	700,589	1,111			
			総数	351.60	129,497	295	1,575.74	700,589	1,111			
			針葉樹	275.13	117,299	291	1,103.68	623,739	1,104			
	地	立	木	広葉樹	76.47	12,198	4	472.06	76,850	7		
				総数	111.27	61,580	180	465.62	251,672	491		
				針葉樹	109.69	61,329	180	453.95	249,975	491		
		地	立	木	広葉樹	1.58	251	-	11.67	1,697	-	
					総数	93.79	52,872	158	412.28	226,303	460	
					針葉樹	92.40	52,662	158	405.08	225,296	460	
			地	立	木	広葉樹	1.39	210	-	7.20	1,007	-
						総数	17.48	8,708	22	53.34	25,369	31
						針葉樹	17.29	8,667	22	48.87	24,679	31
地	立	木	広葉樹	0.19	41	-	4.47	690	-			
			総数	240.33	67,917	115	1,110.12	448,917	620			
			針葉樹	165.44	55,970	111	649.73	373,764	613			
	地	立	木	広葉樹	74.89	11,947	4	460.39	75,153	7		
				総数	154.30	51,838	102	318.52	117,260	171		
				針葉樹	154.30	51,838	102	318.12	117,202	171		
		地	立	木	広葉樹	-	-	-	0.40	58	-	
					総数	14.35	4,702	9	172.94	70,028	113	
					針葉樹	11.14	4,132	9	97.18	57,898	113	
			地	立	木	広葉樹	3.21	570	-	75.76	12,130	-
						総数	71.68	11,377	4	618.66	261,629	336
						針葉樹	-	-	-	234.43	198,664	329
地	立	木	広葉樹	71.68	11,377	4	384.23	62,965	7			
			竹	-	-	-	-	-	-			
地	立	木	無	-	-	-	-	-	-			
			地	-	-	-	-	-	-			

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：ha、材積：千m³、成長量：千m³

区分	立													
	数						地							
	総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹			
総数	面積	101,627	97,354	49,977	47,376	44,335	43,834	501	42,355	41,892	463	1,980	1,942	38
	材積	23,023	23,023	16,367	6,656	14,187	14,132	56	13,537	13,486	51	650	646	4
	成長量	296	296	227	69	216	215	1	210	209	1	6	6	0
制限林	面積	32,544	31,693	17,257	14,436	15,966	15,766	200	15,319	15,122	197	647	644	3
	材積	7,135	7,135	5,086	2,050	4,546	4,531	15	4,329	4,314	15	217	217	0
	成長量	87	87	73	15	70	69	0	68	67	0	2	2	0
普通林	面積	69,083	65,661	32,721	32,940	28,369	28,068	301	27,036	26,770	266	1,333	1,298	35
	材積	15,888	15,888	11,282	4,606	9,642	9,601	40	9,208	9,172	36	433	429	4
	成長量	209	209	155	54	146	146	1	142	142	1	4	4	0

単位 面積：ha、材積：千m³、成長量：千m³

区分	立												無				
	天						地						立				
	数		針葉樹		広葉樹		育成		単層林		天然林		生林		竹林		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	伐採跡地
総数	面積	53,018	6,143	46,875	4,822	4,553	269	3,009	1,247	1,762	45,187	343	44,843	-	4,273	2,277	1,997
	材積	8,835	2,235	6,600	1,523	1,475	48	825	526	299	6,487	235	6,253	-	-	-	-
	成長量	80	12	68	9	9	0	4	3	1	67	1	67	-	-	-	-
制限林	面積	15,727	1,491	14,236	988	919	69	1,397	519	878	13,342	54	13,289	-	851	416	435
	材積	2,589	555	2,034	305	294	11	394	245	149	1,890	15	1,875	-	-	-	-
	成長量	18	3	15	2	2	0	2	1	1	14	0	14	-	-	-	-
普通林	面積	37,291	4,652	32,639	3,834	3,634	200	1,612	728	884	31,844	290	31,555	-	3,422	1,860	1,562
	材積	6,246	1,680	4,566	1,218	1,181	37	431	280	151	4,597	219	4,378	-	-	-	-
	成長量	63	9	53	7	7	0	2	2	1	53	1	53	-	-	-	-

注 単位未満を四捨五入しているため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha、材積：千m³

区	分	地												
		立						木						
		総数			人			工			林			
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	面積	101,627	49,977	47,376	44,336	43,834	501	42,355	41,892	463	1,980	1,942	38	
	材積	23,023	16,367	6,656	14,187	14,132	56	13,537	13,486	51	650	646	4	
盛岡市	面積	48,022	23,179	22,385	21,718	21,476	242	21,102	20,868	234	617	608	9	
	材積	10,394	7,320	3,074	6,795	6,767	28	6,619	6,591	27	176	175	1	
滝沢市	面積	5,552	2,851	2,457	2,364	2,290	74	2,089	2,034	55	274	256	19	
	材積	1,441	1,086	355	891	883	8	799	793	6	92	90	2	
雫石町	面積	17,332	8,227	8,696	7,164	7,067	97	6,537	6,447	90	627	620	7	
	材積	4,494	3,256	1,238	2,644	2,639	5	2,414	2,409	5	231	230	1	
岩手町	面積	21,576	11,235	9,500	9,424	9,365	59	9,059	9,002	57	365	363	2	
	材積	4,407	3,078	1,329	2,488	2,478	10	2,378	2,368	10	110	109	0	
柴波町	面積	8,530	4,179	4,072	3,417	3,393	24	3,333	3,310	23	84	83	2	
	材積	2,135	1,505	630	1,267	1,265	3	1,232	1,229	3	36	35	0	
矢巾町	面積	615	305	266	249	244	5	236	230	5	13	13	0	
	材積	152	122	30	102	101	0	96	95	0	6	6	0	

単位 面積：ha、材積：千m³

区	分	地												竹			
		立						木						林			
		天然			人工			天然			人工			林			
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数
総数	面積	53,018	6,143	46,875	4,822	4,553	269	3,009	1,247	1,762	45,187	343	44,843	0	4,273	2,277	1,997
	材積	8,835	2,235	6,600	1,523	1,475	48	825	526	299	6,487	235	6,253	-	-	-	-
盛岡市	面積	23,847	1,704	22,143	1,321	1,276	44	875	353	523	21,651	75	21,576	0	2,457	1,312	1,145
	材積	3,599	553	3,046	422	415	7	198	115	82	2,979	22	2,957	-	-	-	-
滝沢市	面積	2,945	561	2,384	477	474	3	150	81	70	2,317	6	2,311	0	243	136	107
	材積	549	203	346	168	168	0	44	33	12	337	3	334	-	-	-	-
雫石町	面積	9,759	1,161	8,598	525	524	2	979	399	580	8,255	238	8,017	0	409	207	202
	材積	1,850	617	1,232	178	178	0	339	236	103	1,332	203	1,129	-	-	-	-
岩手町	面積	11,311	1,870	9,441	1,760	1,540	219	779	307	471	8,773	23	8,751	0	841	499	342
	材積	1,919	601	1,319	528	488	40	188	106	81	1,203	6	1,197	-	-	-	-
柴波町	面積	4,834	786	4,048	686	685	1	209	101	109	3,939	1	3,938	0	279	107	172
	材積	868	240	627	207	207	0	53	33	20	608	0	607	-	-	-	-
矢巾町	面積	322	61	261	54	54	0	16	7	10	252	1	251	0	44	15	29
	材積	50	21	29	18	18	0	4	2	1	28	0	28	-	-	-	-

注 単位未満を四捨五入しているため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(5) 制限林の種類別面積

単位：ha

区分	保安林				砂防指定地	保安施設地区	自然公園										急傾斜地崩壊危険区域	天然記念物に係る指定地等 文化財保護法による史跡名勝	林業種苗法による特別母樹林	都市計画法による風致地区	都市緑地法による特別緑地保全地区	都市緑地法による	鳥獣保護法による保護地区	計	その他	合計					
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林			特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第二種特別地域	地種区分未定地域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第二種特別地域	地種区分未定地域											公園	小計	原生自然環境保全地域	国指定自然環境特別地区	県指定自然環境特別地区
総数	18,749	7,761	390	(4)	(359)	(373)	(12)	87	(117)	(117)	(32)	(85)	(85)	(117)	(117)	(78)	61	(71)	(0)	(651)	(78)	127	17	110	127	(0)	247	61	9	32,544	
盛岡市	9,157	2,941	115	(10)	(240)	(250)	4	(117)	(117)	(32)	(85)	(85)	(117)	(117)	(78)	61			(0)	(445)	10									17,066	
滝沢市	599	71	5	(45)	(45)	(45)														(45)										(45)	
雫石町	3,596	2,935	68	(69)	(69)	(69)														(151)	9			104			116			901	
岩手町	4,983	1,709	198	(4)	(4)	(4)														(4)							17			6,946	
柴波町	412	86	4	(6)	(6)	(6)	17													(6)										(6)	
矢巾町																															19

注 () 内の数字は他の制限林と重複した面積で外数である。

(6) 樹種別材積表

単位：千m³

林種	針 葉 樹						広 葉 樹	
	ス ギ	ヒ ノ キ	ア カ マ ツ	カ ラ マ ツ	そ の 他 N	計	ク リ	コ ナ ラ
総 数	7,027	32	5,225	3,714	369	16,367	875	1,532
人工林	6,820	32	3,429	3,714	136	14,132	3	2
天然林	207	0	1,795	0	233	2,235	872	1,531
林種	広 葉 樹						計	合計
	ミ ズ ナ ラ	カ ン バ	ホ オ ノ キ	カ エ デ	サ ク ラ	そ の 他 L		
総 数	1,239	375	315	388	356	1,577	6,656	23,023
人工林	1	1	0	0	0	49	56	14,187
天然林	1,238	373	315	387	356	1,528	6,600	8,835

注1 広葉樹の材積は、昭和58年度広葉樹賦存状況調査の構成比率による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
総数	—	—	—	—	—	—	—	
盛岡市	—	—	—	—	—	—	—	
滝沢市	—	—	—	—	—	—	—	
雫石町	—	—	—	—	—	—	—	
岩手町	—	—	—	—	—	—	—	
紫波町	—	—	—	—	—	—	—	
矢巾町	—	—	—	—	—	—	—	

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種類		荒廃地	荒廃危険地	備考
総数		44.18	—	
市町村別内訳	盛岡市	6.24	—	
	滝沢市	3.90	—	
	雫石町	26.36	—	
	岩手町	—	—	
	紫波町	7.68	—	
	矢巾町	—	—	

(9) 森林の被害

単位 面積:ha

種類	火災			気象害			病虫害			カモシカ害			その他獣害		
	29	30	元	29	30	元	29	30	元	29	30	元	29	30	元
総数	3.00	0.12	0.13	0.26	1.10	1.20	521.00	611.00	653.91	—	—	—	—	—	—
市町村別内訳	盛岡市	2.82	—	—	—	—	0.72	314.00	358.00	409.00	—	—	—	—	—
	滝沢市	—	—	0.13	0.19	—	0.11	114.00	47.00	60.00	—	—	—	—	—
	雫石町	—	—	—	0.07	—	0.37	46.00	57.00	49.00	—	—	—	—	—
	岩手町	—	—	—	—	—	—	1.00	—	—	—	—	—	—	—
	紫波町	0.18	0.12	—	—	1.10	—	22.00	86.00	52.00	—	—	—	—	—
	矢巾町	—	—	—	—	—	—	24.00	63.00	83.91	—	—	—	—	—

注1 森林整備課資料による。

2 火災、気象害については暦年、病虫害、カモシカ被害、その他獣害については年度

3 火災、気象害、カモシカ被害、その他獣害については被害実面積、病虫害については被害区域面積

(10) 防火線等の整備状況

単位 面積：ha

種 類		防 火 帯 道	防 火 線	備 考
総 数		—	—	
市 町 村 別 内 訳	盛 岡 市	—	—	
	滝 沢 市	—	—	
	雫 石 町	—	—	
	岩 手 町	—	—	
	紫 波 町	—	—	
	矢 巾 町	—	—	

注 森林整備課資料による。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林業経営体数

単位 経営体数

区 分	総 数	保有山林なし	5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上	備考
総 数	562	13	163	149	187	50	
市町村別内訳	盛岡市	229	5	58	57	85	24
	滝沢市	37	-	17	7	11	2
	雫石町	100	4	24	36	28	8
	岩手町	83	3	17	19	32	12
	紫波町	101	-	43	25	29	4
	矢巾町	12	1	4	5	2	-

- 注 1 2015年農林業センサスによる。
 2 保有山林とは、権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林をいう。
 3 林業経営体とは、下記のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
 ア 保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査実施年を計画期間に含む森林経営計画若しくは森林施業計画を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林若しくは伐採を実施した者。
 イ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して素材生産を行っている者。ただし、素材生産については、調査期日前1年に200m³以上の素材を生産した者に限る。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数：件、面積：ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備考
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	84	24,057	24	14,969	60	9,088	
市町村別内訳	盛岡市	26	13,010	4	9,850	22	3,160
	滝沢市	5	957	2	307	3	650
	雫石町	10	4,545	4	2,869	6	1,677
	岩手町	26	4,623	9	1,581	17	3,042
	紫波町	17	922	5	363	12	559
	矢巾町	-	-	-	-	-	-

- 注 1 市町村別の件数欄には、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載する。
 2 認定が複数の市町村に跨る場合、件数はそれぞれの市町村で1件としている。
 3 令和元年度末現在で認定されている森林経営計画である。
 4 面積総数は端数処理しているため、必ずしも一致しない。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市 町 村 別	組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 (又は組合経営) 森 林 面 積	備 考	
森 林 組 合	総 数	3,252	1	374,405	79,858		
	盛岡市 滝沢市 雫石町 岩手町 紫波町 矢巾町	盛岡広域 3,252	1	374,405	79,858		
生 産 森 林 組 合	総 数	329	-	62,620	714		
	盛 岡 市	築 川	42	-	10,140	387	
		加 賀 野	17	-	15,180	202	
	紫 波 町	志 和	270	-	37,300	125	

注 1 森林組合については、森林組合一斉調査資料による。(平成30年度実績)

2 組合員数については、正組合員と准組合員との合計数である。

イ 事業内容及び活動状況等

組 合 名	単 位 金 額：千 円									
	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業	養 苗	森林造成事業	利用及び福祉厚生事業	金融事業	合 計
総 数	-	108,213	142,717	38,299	51,155	-	438,905	88,560	416	868,265
森林組合別内訳 盛岡広域	-	108,213	142,717	38,299	51,155	-	438,905	88,560	416	868,265

注 森林組合一斉調査資料による。(平成30年度実績)

(4) 林業事業体等の現況

区 分	林 業 経 営 体	木 材 卸 売 (うち 素材 市 売 市 場)	木材・木製品製造業
総 数	39	1(1)	11
盛 岡 市	16	-	2
雫 石 町	7	-	2
岩 手 町	5	-	3
滝 沢 市	2	-	2
紫 波 町	8		1
矢 巾 町	1	1(1)	1

注 林業経営体数は「2015年農林業センサス」林業経営体-組織形態別経営体数（法人化している経営体数より）、木材卸売業は素材市売市場を計上、木材・木製品製造業は平成30年工業統計調査報告書（従業者4名以上の事業所）による。

(5) 林業労働力の概況

単位：人

事業体名	区分 年度	総数	就労日数区分別人数			年齢別人数			性別	
			60日未満	60～149日	150日以上	39歳以下	40～59歳	60歳以上	男	女
森林組合	平成28年	60	-	8	52	14	22	24	58	2
	平成29年	72	-	8	52	14	22	24	70	2
	平成30年	60	-	14	46	13	21	26	58	2
森林組合以外の 林業事業体	平成28年	219	-	42	141	51	64	74	209	10
	平成29年	212	-	42	140	51	64	73	205	7
	平成30年	196	-	14	181	57	73	65	190	6

注1 森林整備課資料による。

注2 未回答があるため、総数と内訳が合致しない場合がある。

(6) 林業機械化の概況

機械種名	摘要	単位	数量	備考
索道	重力式	セット	-	
索道	動力式	セット	2	
小型集材機	動力10ps未満	台	4	
大型集材機	動力10ps以上	台	3	
モノケーブル		台	1	
リモコンウィンチ		台	3	
自走式搬器		台	4	
小型運材車	動力20ps未満	台	5	
小型運材車	動力20ps以上	台	29	
ホイールトラクタ		台	22	
クローラトラクタ		台	16	
育林用トラクタ		台	-	
フォークリフト		台	15	
フォークローダ		台	8	
クレーン	クレーン	台	1	
クレーン	クレーン付トラック	台	17	
グラップルローダ		台	123	
グラップル付トラック		台	19	
トラクタショベル		台	21	
ショベル系掘削機械		台	103	
チェーンソー		台	268	
チェーンソーリモコン装置		台	6	
刈払機		台	296	
植穴掘機		台	23	
動力枝打機	自動木登り式	台	12	
動力枝打機	上記以外	台	10	
苗畑用トラクタ		台	5	
樹木粉碎機		台	1	
フェラバンチャ		台	-	
スキッダ		台	6	
プロセッサ		台	7	
ハーベスタ		台	13	
フォワーダ		台	6	
タワーヤーダ		台	1	
スイングヤーダ		台	-	
その他高性能林業機械		台	5	フォーク収納型グラップルバケット等
グラップルソー		台	11	

注 森林整備課資料による。(平成31年3月31日現在)

(7) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：路線 延長：m

区 分	平成 29 年 度		平成 30 年 度		令和 元 年 度		備 考
	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	
総 数	8	12,524	15	17,721	11	14,762	
森 林 整 備 事 業	2	1,549	5	2,495	2	5,017	
水 源 林 造 成 事 業	1	360	1	1,000	3	2,790	
治 山 事 業	-	-	-	-	-	-	
県 有 林	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	5	10,615	9	14,226	6	6,955	

注 森林整備課資料による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	592	403	995	548	259	808	93	64	81
針葉樹	406	403	809	400	259	659	98	64	81
広葉樹	186	-	186	149	-	149	80	-	80

注1 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数は一致しないことがある。

注2 主伐の実行量は平成28年次～平成30年次の実績に令和元年次～令和2年次の見込量を加えたものである。

注3 間伐の実行量は平成28年度～令和元年度の実績に令和2年度の見込量を加えたものである。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計	実	実行歩合	計	実	実行歩合	計	実	実行歩合
画	行		画	行		画	行	
2,725	4,977	183	1,150	1,185	103	1,575	3,792	241

注1 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数は一致しないことがある。

注2 実行量は平成28年度～令和元年度の実績に令和2年度の見込量を加えたものである。

(3) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計画	実行	実行割合
6,820	4,370	64

注 実行量は平成28年度～令和元年度の実績に令和2年度の見込量を加えたものである。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m、実行歩合：%

開設延長			拡張延長		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
3,000	-	-	30	43	143

注 実行量は平成28年度～令和元年度の実績に令和2年度の見込量を加えたものである。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種類	指 定			解除実績
	計画	実行	実行歩合	
総数	740	145	20	21
水源かん養	675	123	18	2
災害防備	65	21	33	18
保健風致等	-	-	-	-

注1 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と総数は一致しないことがある。

注2 実行量は平成28年度～令和元年度の実績に令和2年度の見込量を加えたものである。

イ 保安施設地区の面積
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：地区、実行歩合：%

種 類	治 山 事 業 施 行 地 区 数		
	計 画	実 行	実 行 歩 合
総 数	11	8	73
保安林整備	1	1	100
山地治山	7	6	86
水源地域整備	2	-	-
地すべり防止	1	1	100

注 実行量は平成28年度～令和元年度の実績に令和2年度の見込量を加えたものである。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計
54	0	30	-	388	472

注 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と合計は一致しないことがある。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	官行造林の 返 地	そ の 他	合 計
12	6	17	13	49

注 単位未満を四捨五入しているため、各値の計と合計は一致しないことがある。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：千m³、面積：ha、延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	1,769	2,655	2,527	2,359	2,190	2,075	1,976	1,803
		針葉樹	650	1,714	1,742	1,719	1,666	1,617	1,555	1,404
		広葉樹	1,119	941	785	640	524	458	421	399
	主 伐	総 数	1,674	2,584	2,472	2,309	2,119	1,948	1,783	1,553
		針葉樹	555	1,643	1,687	1,669	1,595	1,490	1,362	1,154
		広葉樹	1,119	941	785	640	524	458	421	399
	間 伐	総 数	95	71	55	50	71	127	193	250
		針葉樹	95	71	55	50	71	127	193	250
		広葉樹								
造 林 面 積	総 数	854	7,281	9,312	9,234	8,358	7,404	6,637	6,077	
	人 工 造 林	838	1,435	2,574	3,693	3,519	3,402	3,198	2,938	
	天 然 更 新	16	5,846	6,738	5,541	4,839	4,002	3,439	3,139	
林 道 開 設 延 長		6	31							

注 地域森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

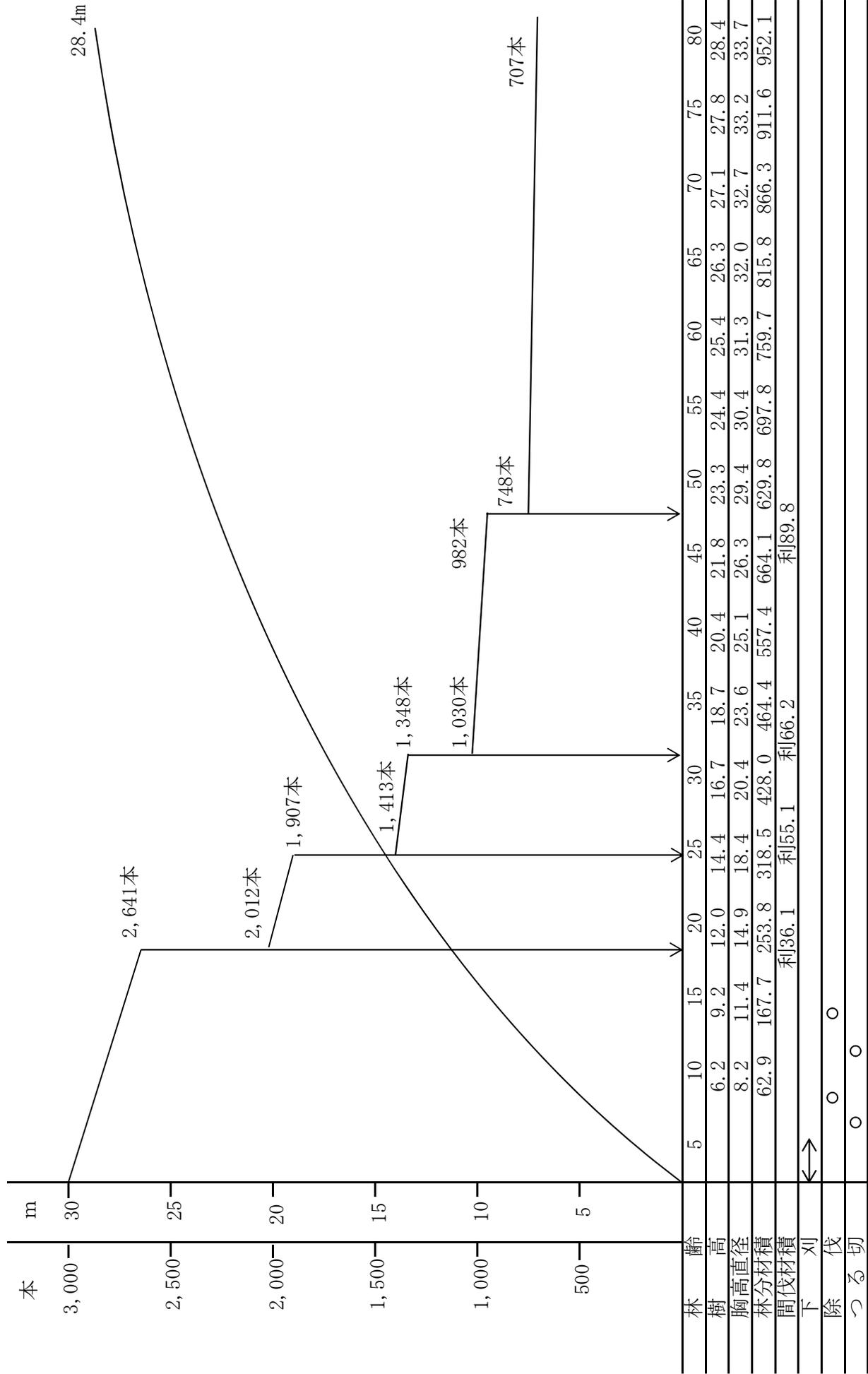
(2) 分期別期首資源表

区	分	積													材積	
		面														
		伐採跡地	小計	1.2齡級	3.4齡級	5.6齡級	7.8齡級	9.10齡級	11.12齡級	13.14齡級	15.16齡級	17.18齡級	19.20齡級	21齡級以上		
第I分期	總數	101,627	4,273	97,354	5,618	4,877	7,211	8,520	12,627	19,923	22,456	6,662	4,842	1,772	2,847	23,022
	人工	45,167	831	44,336	1,809	1,458	3,131	5,161	8,692	11,906	9,542	833	752	513	537	14,187
	林	43,140	784	42,355	1,804	1,426	3,050	5,076	8,411	11,352	8,801	792	711	462	471	13,537
	育成複層林	2,027	47	2,027	5	32	81	85	281	554	741	42	41	52	67	650
	總數	56,461	3,442	53,018	3,809	3,418	4,080	3,359	3,935	8,017	12,914	5,828	4,089	1,259	2,309	8,835
	天然	4,944	121	4,822	-	22	40	56	195	824	1,491	760	569	407	458	1,523
	林	3,119	110	3,009	0	-	15	47	220	501	999	447	254	118	408	825
	育成複層林	48,398	3,212	45,187	3,808	3,396	4,024	3,256	3,520	6,692	10,424	4,622	3,267	734	1,443	6,487
	天然生林	101,627	5,740	94,186	19,048	4,737	6,542	7,329	9,978	15,415	15,026	15,415	3,849	2,725	3,970	22,124
	總數	46,150	2,779	43,371	4,902	1,804	1,447	3,066	4,809	7,313	10,087	7,812	639	567	925	15,023
人工	41,703	2,779	38,924	2,425	1,799	1,415	2,985	4,724	7,035	9,534	7,072	598	526	811	14,222	
林	4,447	-	4,447	2,477	5	32	81	85	278	553	740	41	41	114	801	
第III分期	總數	55,477	2,961	50,815	14,146	3,763	3,290	3,476	2,520	2,665	4,939	7,603	3,210	2,158	3,045	7,101
	天然	4,933	405	4,528	1,262	-	22	39	45	153	572	977	453	315	690	1,046
	林	4,112	-	4,112	1,102	-	15	15	47	220	501	999	448	254	526	806
	育成複層林	46,432	4,258	42,175	11,782	3,763	3,268	3,422	2,428	2,292	3,866	5,627	2,309	1,589	1,829	5,249
	總數	101,627	4,920	95,130	20,403	18,747	5,302	4,288	5,432	5,717	7,264	10,298	9,818	2,244	5,617	19,511
	人工	46,706	2,898	43,808	8,672	4,887	1,792	1,417	2,831	4,033	5,626	7,342	5,442	434	1,332	13,325
	林	40,924	2,898	38,026	7,337	2,410	1,787	1,385	2,750	3,948	5,348	6,789	4,702	393	1,177	12,167
	育成複層林	5,782	-	5,782	1,335	2,477	5	32	81	85	278	553	740	41	155	1,158
	總數	54,921	2,022	51,322	11,731	13,860	3,510	2,871	2,601	1,684	1,638	2,956	4,376	1,810	4,285	6,186
	天然	4,799	283	4,515	990	1,256	-	21	35	36	110	367	594	259	847	909
林	4,623	-	4,623	511	1,102	-	-	15	47	220	501	999	448	780	915	
第V分期	總數	45,500	3,316	42,183	10,230	11,502	3,510	2,850	2,551	1,601	1,308	2,088	2,783	1,103	2,658	4,362
	天然	45,500	3,316	42,183	10,230	11,502	3,510	2,850	2,551	1,601	1,308	2,088	2,783	1,103	2,658	4,362
	林	46,836	2,706	44,130	7,413	8,642	4,833	1,769	1,323	2,416	3,103	4,065	5,085	3,878	1,653	12,612
	總數	41,054	2,706	38,348	7,413	7,307	2,356	1,764	1,291	2,335	3,018	3,787	4,482	3,138	1,457	10,992
	人工	5,782	-	5,782	-	1,335	2,477	5	32	81	85	278	553	740	196	1,620
	林	54,792	1,514	51,802	8,477	11,474	13,118	2,926	2,204	1,723	996	987	1,772	2,664	5,461	6,258
	育成複層林	4,741	192	4,549	612	985	1,237	-	19	29	26	72	223	341	1,005	927
	總數	4,623	-	4,623	-	511	1,102	-	-	15	47	220	501	999	228	1,050
	天然	45,428	2,798	42,629	7,865	9,978	10,779	2,926	2,185	1,679	923	695	1,048	1,324	3,228	4,281
	林	101,627	3,685	96,370	13,195	15,667	19,330	16,105	3,789	2,624	2,869	2,750	3,369	4,648	12,024	19,266
第VII分期	總數	46,753	2,301	44,452	6,085	7,386	8,519	4,670	1,665	1,139	1,871	2,189	2,762	3,517	4,649	12,655
	人工	40,971	2,301	38,670	6,085	7,386	8,519	4,670	1,665	1,139	1,871	2,189	2,762	3,517	4,649	12,655
	林	5,782	-	5,782	-	7,386	8,519	4,670	1,665	1,139	1,871	2,189	2,762	3,517	4,649	12,655
	總數	54,874	1,384	51,918	7,110	8,281	10,811	11,435	2,124	1,485	998	561	607	1,131	7,375	6,611
	天然	4,704	135	4,569	385	607	970	1,166	-	16	21	20	45	124	1,215	1,006
	林	4,623	-	4,623	-	511	1,102	-	-	15	47	220	501	999	228	1,050
	育成複層林	45,547	2,822	42,725	6,725	7,674	9,330	9,167	2,124	1,469	962	494	342	506	2,227	4,463
	總數	45,547	2,822	42,725	6,725	7,674	9,330	9,167	2,124	1,469	962	494	342	506	2,227	4,463
	天然	45,547	2,822	42,725	6,725	7,674	9,330	9,167	2,124	1,469	962	494	342	506	2,227	4,463
	林	45,547	2,822	42,725	6,725	7,674	9,330	9,167	2,124	1,469	962	494	342	506	2,227	4,463

注 單位未滿を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

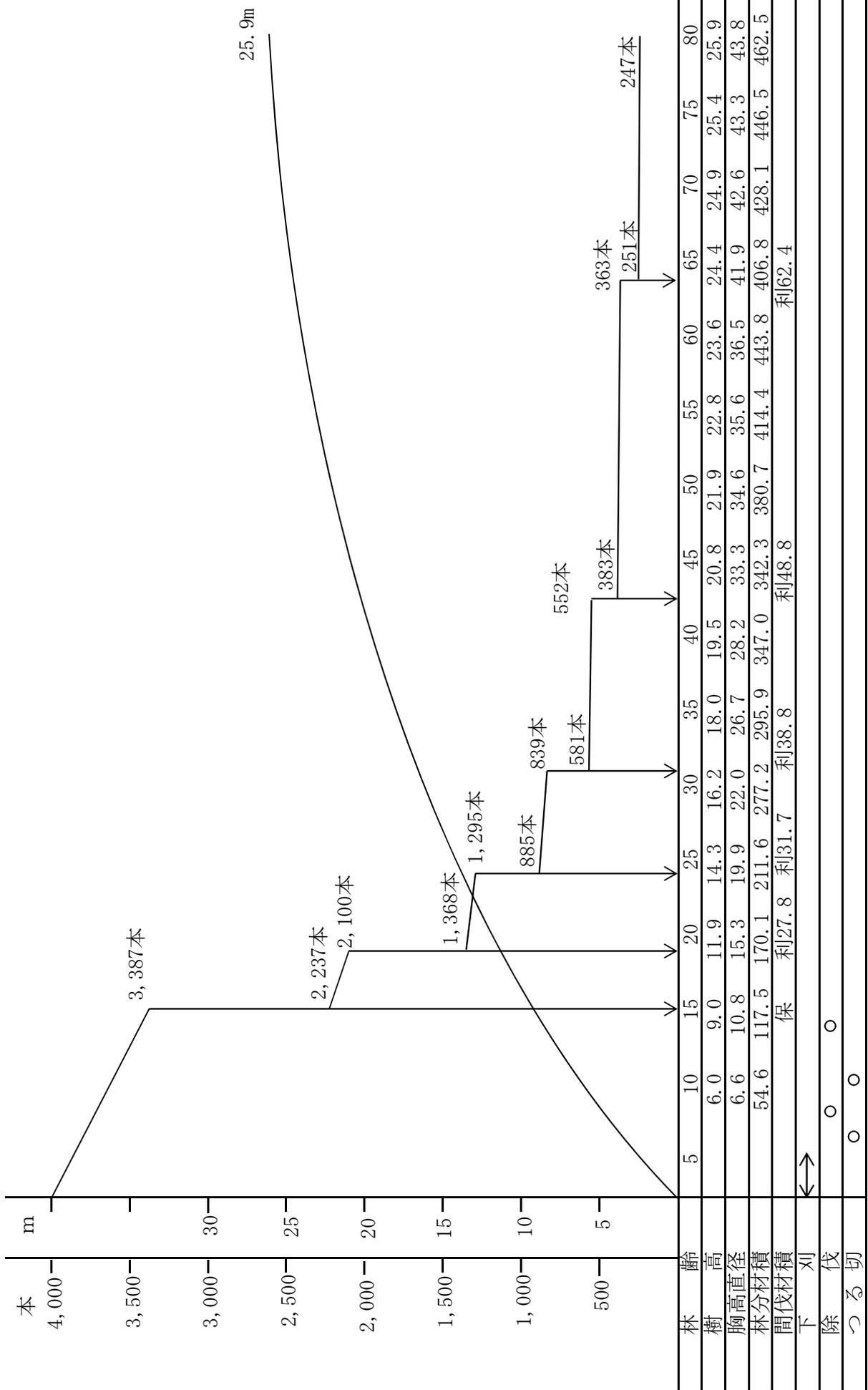
[森林施業の指針 2]

スギ一般材施業の指針(地位中)



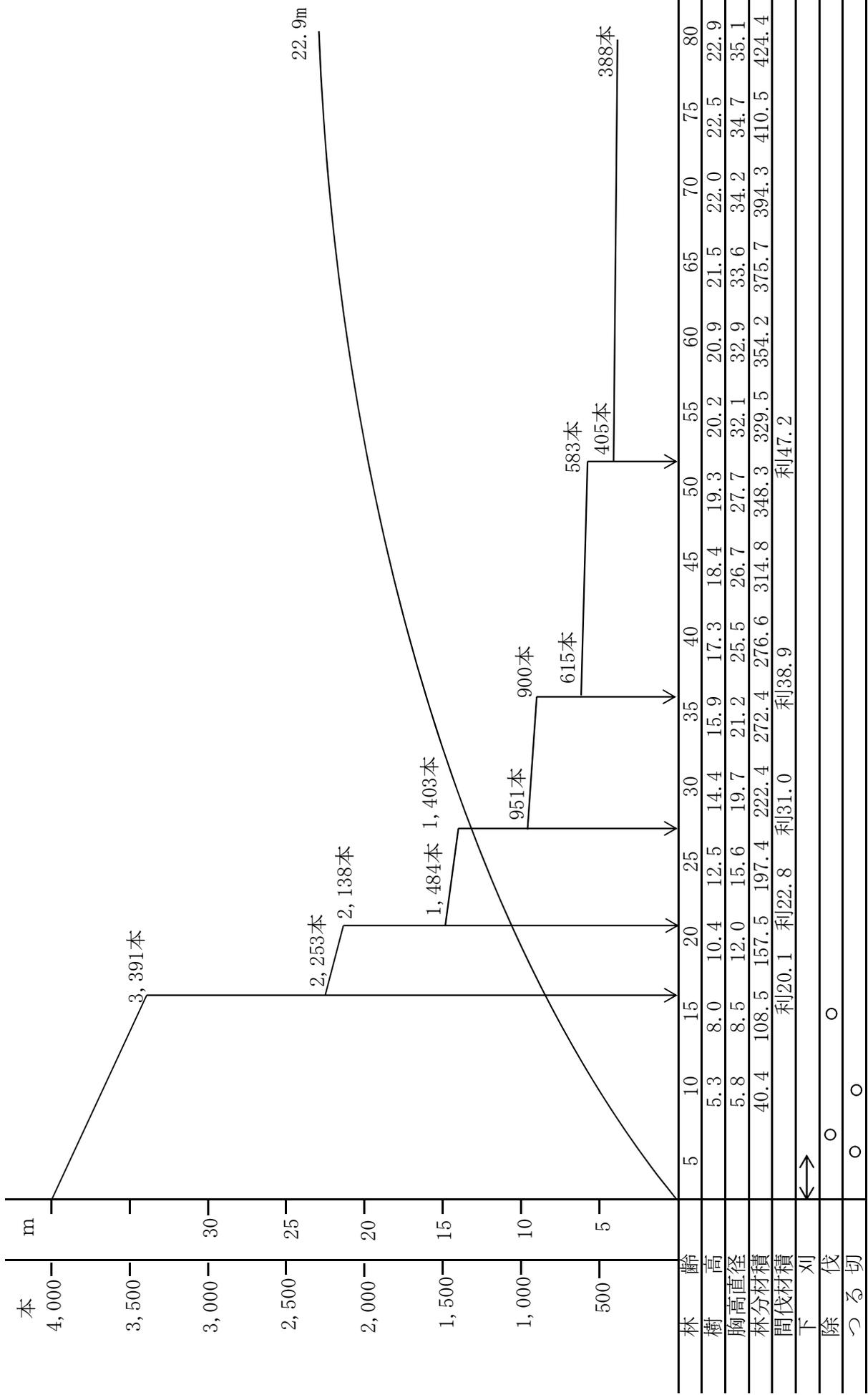
[森林施業の指針3]

アカマツ一般材施業の指針(地位上)



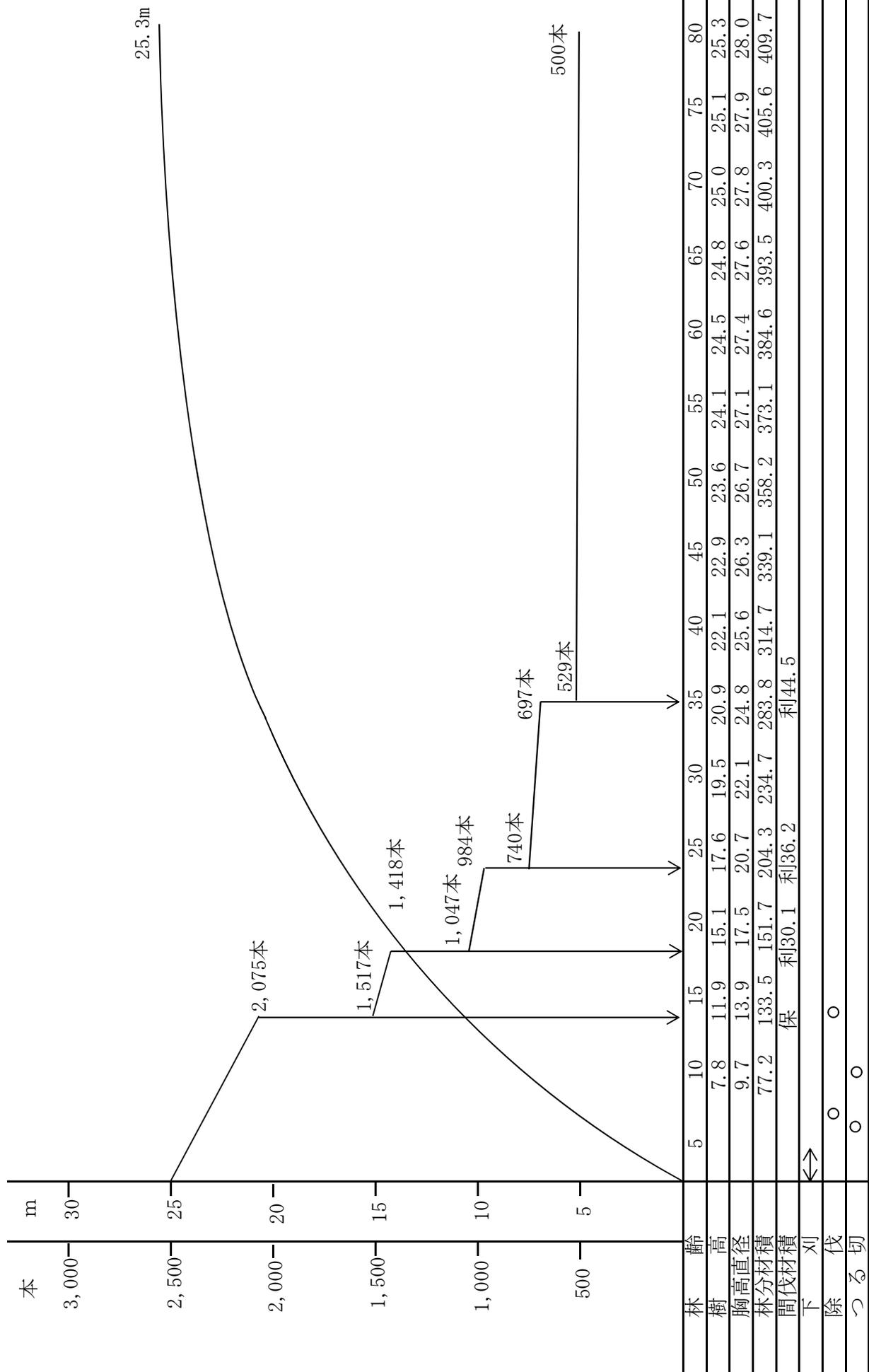
[森林施業の指針4]

アカマツ一般材施業の指針(地位中)



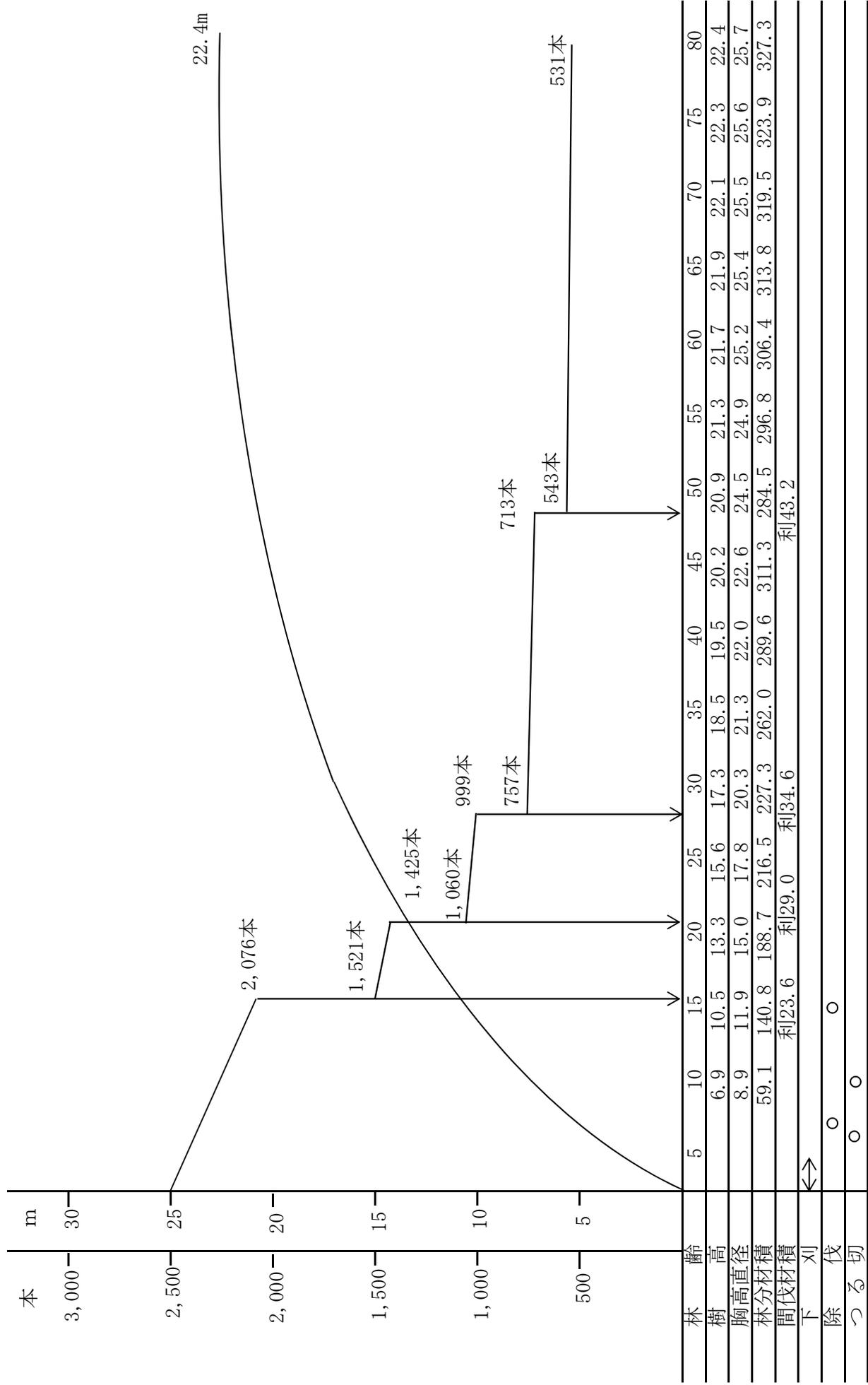
[森林施設の指針5]

カラマツ一般材施業の指針(地位上)



[森林施業の指針6]

カラマツ一般材施業の指針(地位中)



市町村森林整備計画における「路網整備等推進区域」の設定について

1 はじめに

市町村森林整備計画は、市町村が森林法に基づき策定する計画であり、地域の森林のマスタープランとして、森林・林業施策の方向や森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法を定めることとなっています。

国では、平成 23 年度に森林法を一部改正し、市町村森林整備計画の策定について大幅な見直しを行いました。今回の見直しにおいては、新たなゾーニングの導入、路網整備の計画作成、図示化などが大きな改正点となっています。

路網整備を促進するため、路網整備水準の記載や「路網整備等推進区域」の設定などが計画事項に加わりましたが、この「路網整備等推進区域」は、森林経営計画を策定し集約化施業を推進する地域などを区域設定して、林内路網を具体的にプランニングするものがあります。

本県の人工林資源は本格的な利用期を迎えようとしており、林内路網の整備は喫緊の課題であります。県としては、法改正を契機として、効率的・継続的な森林経営を促進するため、森林のゾーニングを踏まえ、対象地域を絞って林内路網を順次、集中的に整備する必要があると考えており、この考えに沿ったものが市町村森林整備計画の「路網整備等推進区域」であります。

今後、市町村森林整備計画の策定に当たって、「路網整備等推進区域」の設定を積極的に検討いただくため、設定の考え方を以下のとおり取りまとめたものです。

2 路網整備等推進区域の設定

市町村森林整備計画の「路網整備等推進区域」は、計画期間内に路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域であります。

したがって、森林のゾーニングにおいては木材生産機能維持増進森林を中心に設定することとなりますが、他のゾーニングにあっても路網整備や間伐等の森林施業を推進する箇所については、「路網整備等推進区域」として設定する必要があります。

また、既に十分な路網が整備されている区域など、計画期間内に路網を整備する予定がない場合であっても、森林経営計画を策定し施業集約化による森林施業を推進する箇所については、地域の路網整備の状況を把握する観点から区域を設定する必要があります。

これらのことから、次の箇所については、「路網整備等推進区域」として設定を検討願います。

- (1) 木材生産機能が高い森林（木材機能維持増進森林のゾーニング区域）
- (2) 森林経営計画が立てられている、又は予定がある森林
- (3) 林道・林業専用道等が整備されている、又は計画（開設・改良）予定の森林
- (4) 特定間伐等促進計画が立てられている、又は予定がある森林

3 路網整備等推進区域の設定範囲

「路網整備等推進区域」の設定範囲は、森林経営計画（属地）の対象区域を基本に設定します。

- (1) 既に森林経営計画（属地）が認定されている場合、又は策定を予定している場合は、当該森林経営計画の区域を基本とします。
- (2) 複数の認定森林経営計画（属地）が隣接している場合、又は隣接して新規の森林経営計画（属地）を策定する場合などでは、隣接する複数の森林経営計画を1つの「路網整備等推進区域」とすることができるものとします。

ただし、むやみに大きな区域を設定しないよう注意願います。

- (3) 既に森林経営計画（属人）が認定されている場合、又は策定を予定している場合は、連担する森林の範囲とし、沢や尾根など地形の明確な変化点により区切った、おおむね1林班以上の区域とします。

なお、この区域に他の所有者の森林が存在する場合は、一体として森林整備する必要があるかを検討のうえ、「路網整備等推進区域」に組み入れることとします。

- (4) 既に林道・林業専用道が整備されている、又は整備予定の区域にあつては、沢や尾根など地形の明確な変化点により区切った当該路網の利用区域とします。
- (5) 特定間伐等促進計画の立てられている、又は計画を予定している場合は、県が定めた「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」の2「特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準」により区域を設定します。

なお、同基準の④で「特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。」とありますが、むやみに大きな区域を設定しないよう注意願います。

4 林内路網のプランニング

「路網整備等推進区域」においては、区域内の林道、林業専用道、森林作業道について、既設及び整備予定の全ての路線の一覧を下記のとおり作成することとします。

- (1) 一覧表には、区域の名称、対象林班、区域面積、路網延長、路網密度、対図番号を記載すること。
- (2) 路網延長は既設路網のほか、林道・林業専用道にあつては市町村森林整備計画の基幹路網の整備計画（前後期10年間）を基に作成し、森林作業道は森林経営計画等の資料を基に作成すること。
- (3) 路網密度は、別途市町村森林整備計画で定める路網整備水準を目指すこと
- (4) 目標とする路網密度に概ね達している区域については、計画期間内に路網を整備する予定がない区域であっても、路網整備の状況を把握する観点から作成すること。
- (5) 設定した「路網整備等推進区域」は、地域の路網整備の達成状況を把握するため、引き続き市町村森林整備計画書へ掲載すること。
- (6) 森林経営計画や路網計画に変更が生じた場合は、市町村森林整備計画樹立、又は変更時に内容を修正すること。

(7) 一覧表と併せて「路網整備等推進区域」の概要図を作成すること。

なお、路網整備等推進区域の概要図は、公益的機能別施業森林等の概要図と併用して差し支えありません。

路網整備等推進区域一覧の記載例

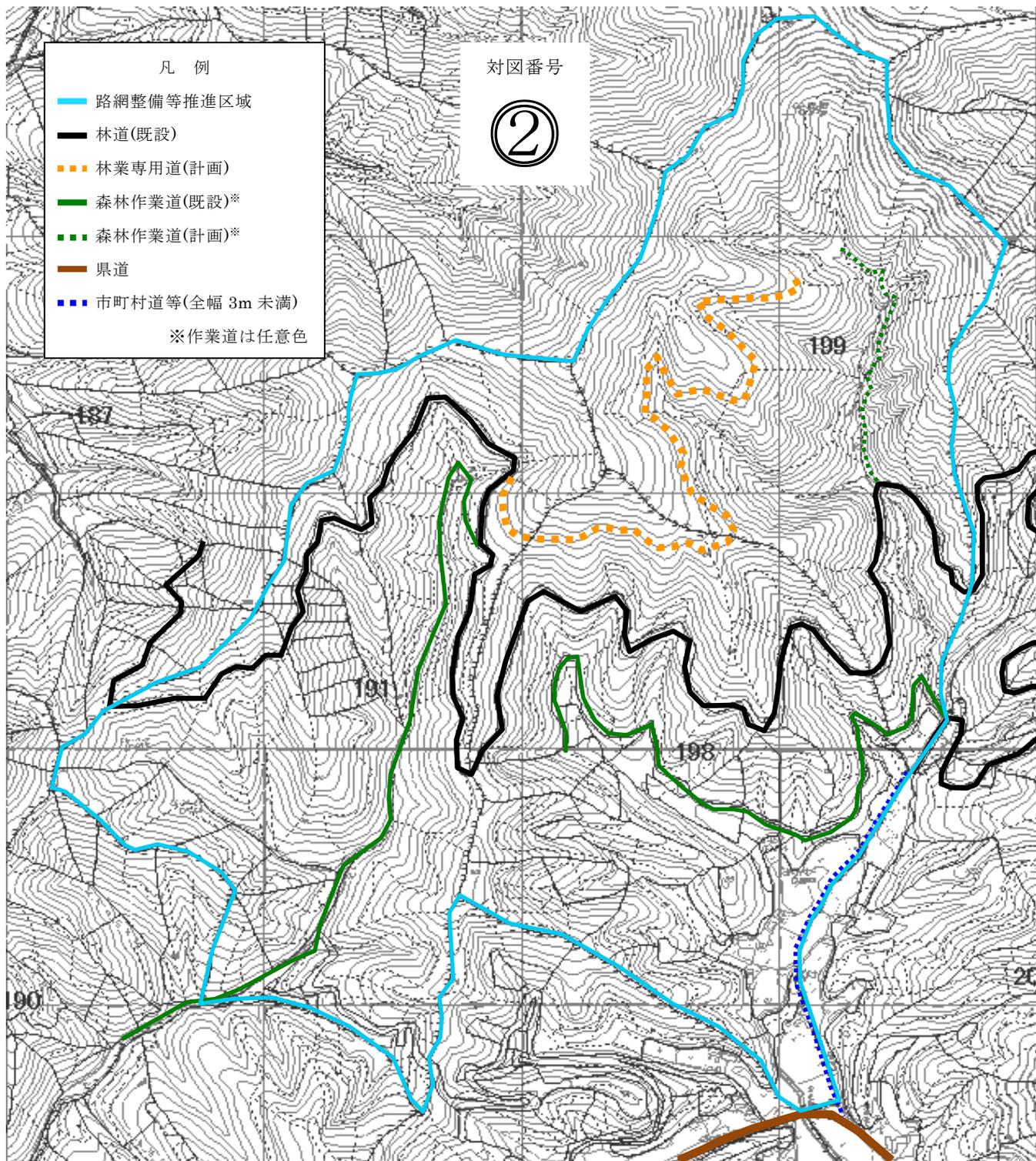
路網整備等推進区域		区域面積 (ha)	路網延長(m)				路網密度 (m/ha)	対図 番号
区域名	林班		計	林道	林業専用道	森林作業道		
内丸	101	30.00	0	0		0	0	①
			3,200	1,000		2,200	107	
赤崎	191, 198, 199	190.11	6,800	4,000	0	2,800	36	②
			11,100	4,000	2,500	4,600	58	
下の橋	20~23	60.00	5,500	2,000		3,500	92	③
			5,500	2,000		3,500	92	

注1 路網延長及び路網密度は、上段に整備前、下段に整備後の数値を記載する。

2 路網延長は、図上測定で差し支えない。

3 市町村森林整備計画のⅡ-第7-2「路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項」に作成し、区域が多い場合は別表として差し支えない。

路網整備等推進区域 概要図の記載例



「市町村森林整備計画制度等の運用について」等の一部改正について（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 320 号林野庁長官通知）に基づき作成すること。

(参考) 用語の解説

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載個所
いよく のうりよく りんぎょう 意欲と能力のある林業 けいえいたい 経営体	森林経営管理法第36条第2項に基づき、県が登録・公表する林業経営体。経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、経営管理を確実にを行うための経理的な基礎を有すると認められる者。	P35～37
いわて もくしつ 木質バイオマス エネルギー利用展開指 針(第2期)	「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる推進方策等に対応した木質バイオマスエネルギー利用促進の指針を示すものとして、2019年度～2022年度を期間として策定した計画。	P37
いわて りんぎょう 林業アカデミー	林業への就業希望者等を対象に、林業に関する知識及び技術を体系的に取得することを目的に岩手県が平成29年4月から開講した研修。将来的に林業事業体の経営の中核となり得る現場技術者を養成している。	P35
えだう 枝打ち	一般的には無節の良質材を育成するため下方の枝を切り落とすことをいう。近年は、複層林における下層木や、裸地化した土壌表面での植物の生育が可能となるよう陽光を与えるなど、公益的機能を確保する観点からも行われる。	P28
かいぼつ 皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部又は大部分を伐採すること。	P8, 9, 19～24, 31, 38, 49, 57, 65, 66
かきおこし かき起こし	更新補助作業の一つ。天然下種からの芽生えの発生と根付きを促進するため、地表面を熊手などで掻き起こし、土壌を露出させること。	P25
かせんしゅうざい 架線集材	主に空中に張ったワイヤーロープに取り付けた搬器を、集材機械によって移動させて集材する方法。急傾斜地でも搬出が可能であり、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある。	P38, 40
かそうぼく 下層木	樹冠が2段以上の層状構造をなしている森林で、上層の木に対して下層の木。	P24
かんけいしやち 緩傾斜地	計画書では、全国森林計画の路網整備の水準から、傾斜15度未満としている。 なお、高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度未満とされている。	P33, 36
かつちやく 活着	植栽した苗・移植をした挿し木・接ぎ木をした植物が、根付くこと。	P24

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
かんぼつ 間伐	森林の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。	P5, 7～10, 12, 16～18, 20, 22, 27, 28, 32, 37, 43, 47, 48, 51, 52, 57, 64, 65
かんふうがい 寒風害	土壌の凍結により給水困難な状態となり、また寒風のため枝葉から水分が失われて、脱水による乾燥枯死をもたらす被害。	P20
きかんろもう 基幹路網	林道及び林業専用道を示す。	P3, 33, 34
きょうどじゆしゆ 郷土樹種	それぞれの地方や立地環境によく適応し、自然状態で分布している樹種、及び歴史的に長期間にわたり植栽されてきた樹種。	P31
きりど 切土	地盤より上方にある土砂等をかき落とし、または切り崩す作業により切り取った土砂及びその行為。	P34, 40, 41
きゆうけいしやち 急傾斜地	計画書では、全国森林計画の路網整備の水準から、傾斜30度以上としている。 なお、高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度以上とされている。	P30, 33, 36, 63, 64, 66
きんぼつ 禁伐	樹木の伐採を禁止すること。	P66
ぐんじょうたくぼつさぎょう 群状択伐作業	単木択伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、森林内の一部をパッチ状に小区画伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P21
げんせいてき 原生的	人の手がほとんど又は全く加わっておらず、自然のあるがままの状態。	P15, 18
こうえきてききのう 公益的機能	一般的に、森林の有する多面的機能のうち、木材等の生産機能を除いた機能をさす。	P5, 7～10, 22～24, 29, 31
こうせいのうりんぎようきかい 高性能林業機械	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、二工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右される。	P8, 28, 33, 36, 37
ごうはん 合板	丸太の円周方向に薄板を切り出し、繊維方向を直交させ奇数枚数を接着剤で貼り合わせた板。	P4, 37, 46
こうようじゆ 広葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、ケヤキ、ブナ、ナラ、ツバキなど扁平な葉をもった樹木をいう。 針葉樹に対する語。	P3, 7, 9, 11, 17, 21～23, 26, 31, 46, 47, 51

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
こだん 小段	大きな法面の中段に設ける巾0.5～1 mの踏み段。法面の安定を高め、法面を流下する水の流速を減じて浸食を防ぐ効果がある。	P41
こんこうりん 混交林	性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育する森林。単純林の対語。	P7, 9, 24, 47
コンテナ ^{なえ} 苗	容器の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器によって育成した、根鉢付きの苗木。根が培地に張り巡らされ、根鉢が容易に崩れない状態が保たれ、根が垂直方向に発達して根巻きしないのが特徴。	P11, 24
ざいせき 材積	立木または造材された丸太、さらに製材された木材の体積をいう。立木では枝条を含むときと樹幹だけの場合がある。単位は立方メートル、石がある。	P5, 9, 20, 24, 27, 51, 64, 65
さとやま 里山	集落や農地の周辺にあつて、薪炭材や肥料となる落葉など、生活に密着した資材を継続的に供給してきた森林。	P17
しちやうそんしんりんせいびけいかく 市町村森林整備計画	森林法第10条の5に基づき、市町村が計画的かつ長期的視点にたつて、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画。	P9, 20, 22～24, 26～29, 34, 48
しゅうせいざい 集成材	挽き板又は小角材を、その繊維方向を平行にして、厚さ、幅、長さ方向に接着して集成した材料。節、目切れなどの欠点を除去・分散させることで、製材よりも強度の変動が小さい。	P37
じゅかしよくさい 樹下植栽	複層林などを造成するために、林間に樹木を植栽すること。	P48
じゅかん 樹冠	樹木の葉と枝の集まり（枝と葉の層）をいう。	P8, 19, 24, 50, 64～66
じゅこうぼつ 受光伐	複層林などを造成するために、下層木が成長できるように陽光を調整するために行う伐採。	P48
しゅぼつ 主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成、すなわち更新を伴う伐採である。	P5, 9, 18, 20, 21, 26, 31, 32, 51, 65
じょうそうぼく 上層木	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木。	P27
しよくせい 植生	ある区域に集まって生育している植物の全体をいう。自然植生、現存植生などと使う。	P8, 14, 16, 20, 24, 25, 31, 33, 42, 46
じよぼつ 除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。	P28, 48

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
じんこうぞうりん 人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。	P5, 10, 20, 23, 24, 26, 51, 52
しんようじゅ 針葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、スギ、ヒノキ、マツ類、モミなど細くとがった葉をもった樹木をいう。広葉樹に対する語。	P3, 9, 10, 22, 24, 26, 51
しんりん 森林	森林法第2条で、「1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」「2 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と定められている。	P1～5, 7～50, 55～67
しんりんけいえいかんりせいど 森林経営管理制度	「森林経営管理法」に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつないでいくシステム。平成31年4月1日から開始。	P35
しんりんけいえいけいかく 森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、単独又は共同により森林の経営を行う一体的な森林について、計画的な施業及び保護のために自発的にたてる5年間の計画。	P8, 33, 34, 36, 67
しんりんさぎょうどう 森林作業道	除間伐等の森林整備や木材の集材・搬出のために、主として森林施業用の林業機械の走行を想定する簡易な構造の作業道のこと。	P8, 33, 34, 36
しんりん (の) せぎょう 森林 (の) 施業	目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。	P8～12, 16, 18, 20, 29, 31～36, 48, 49, 58, 67
しんりん (森林の) きのう (の) ぶん 区分	森林を、その森林の地形、地質、土壌その他の立地条件、林況等に関する評価因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の7つの機能に区分したもの。	P14～18, 29
しんりん ゆう ためんてき 森林の有する多面的 きのう 機能	森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。	P16, 19, 20
しんりんほけんしせつ 森林保健施設	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号の規定により森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設等がある。	P49
しんりん りんぎょうきほんけいかく 森林・林業基本計画	森林・林業基本法の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき策定した計画。森林及び林業施策の基本方針、森林のもつ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策を明記。	P7

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
スイングヤード	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。	P36
筋地拵え	植栽する列だけ刈り払い、残りはそのまま放置するとともに、植付けの際に障害となるものを取り除く作業。刈り払ったものなどは残った列の上、あるいは列に沿わせて置く。	P24
捨土	切土を現場内利用した余りの土砂。	P34, 41
制限林	保安林及び森林法施行規則第7条の2で定められている立木の伐採に制限がある森林をいう。 保安林、砂防指定地、鳥獣保護法の特別保護地区、自然公園法の特別地域内の森林等がある。	P38, 39, 59, 64
静砂垣	砂の移動防止と植栽木への防風を目的として、植栽地全面に設ける垣をいう。使用材料により、竹ス、ヨシズ、粗朶などがある。	P41
生態系	ある地域の生物の群集とそれらに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環、エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの。	P15, 18, 29~32, 44
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生物多様性条約においては、「生物の多様性」とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとしている。	P7, 15, 16, 18, 21
全国森林計画	森林法第4条の規定に基づき「森林・林業基本計画」に即して、農林水産大臣が閣議決定を経て、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項等について、5年ごとにたてる15年間の計画。	P7, 9, 10
全面地拵え	植付け予定地の雑草やササ及び散乱している幹や枝など、植付けの際に障害となるものを植栽予定地の全面にわたって取り除く作業。	P24
造林	林地に森林を仕立てること。造林の方法には人工造林と天然更新がある。	P3, 5, 9, 10, 13, 18, 20, 23, 24, 26, 43, 44, 48, 51
粗腐植	落葉や落ちた枝が一部分解した表面層で、一般的にきのこや菌類で満たされている。	P25
带状択伐作業	単木択伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、立木を樹高幅ほどで带状に伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P21

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載個所
たくぼつ 択伐	主伐の一種で、森林内の成熟木を数年～十数年ごとに計画的に伐採（抜き切り）すること。伐採により森林の状態が大きく変化せず、持続的な森林経営ができる。	P8, 9, 20～22, 24, 31, 38, 57, 64～66
タワーヤーダ	簡便に架線集材できる、元柱になる鉄柱と集材装置を装備した移動式の集材機。	P34, 36
たんそうりん 単層林	単一の林冠層で構成されている森林の総称。	P8, 18, 19, 23, 33, 48
たん・ちゅうぼうつきぎょう 短・中伐期作業	薪炭用材、しいたけ原木等の生産を目的になら類を対象として、短期間（25年～35年）で一斉にある程度まとまった面積を伐採し、ぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）、又は中径材の生産を目的にすぎ、あかまつ、からまつなどを対象として、おおむね標準伐期齢前後で一斉にまとまった面積を伐採し、その跡地を人工植栽する施業体系（作業種）。	P21
たんぼくたくぼつ 単木択伐	立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の択伐。	P21, 66
たんぼくたくぼつきぎょう 単木択伐作業	択伐作業の1種で、更新のために伐区から一定量を単木的に均等に抜き切りする方法。	P21
ちいきしんりんけいかく 地域森林計画	森林法第5条第1項の規定に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村森林整備計画における森林施業の指針となるもの。	P13
ちくせき 蓄積	森林の現存量、材積をいう。単位はm ³ （立方メートル）	P3, 19, 66
じごしら 地拵え	植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。	P24
ちさんしせつ 治山施設	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業（森林法）及び地すべりを防止するために地すべり防止工事（地すべり等防止法）により設置された施設。	P14, 43
ちしつ 地質	地殻を構成する物質。その種類、性質または状態をさすことが多い。大部分は岩石であるが、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌も含まれる。	P1, 16, 31, 33, 41
ちやうぼうつきぎょう きぎょう 長伐期施業（作業）	主に用材林の生産を目的に長伐期（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢以上）で、一斉にある程度まとまった面積を伐採し、その跡地は、植栽又はぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P7, 21, 31
つぼじごしらえ 坪地拵え	苗木を植え付ける所の周辺だけ円形あるいは方形に刈り払い、植付けの際の障害となるものを取り除く作業。	P24

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
てきちてきぼく 適地適木	森林を仕立てる際、土壌、気象、地形、地質などその土地の立地に合った樹種を検討し、判断すること。	P23, 26
てんねんかしゅこうしん 天然下種更新	林地内に残した木（母樹）またはその側方の木より自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法。	P20, 25, 26
てんねんこうしん 天然更新	人のかかわりは補助手段として、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいう。 種子が自然に落下し、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。	P5, 10, 12, 24～26, 51, 52
てんねんりん 天然林	天然の状態であって、造林・保育についてはほとんど人の手が加わっていない森林。	P20, 34
とくていかんぼつとうおよ とくていぼ 特定間伐等及び特定母 樹の増殖の実施の促進 に関する基本方針	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項の規定により、平成25年度から平成32年度までを対象期間として実施される間伐等の実施の促進に関し、岩手県が定めた基本的な方針。	P5
どじょう 土壌	地殻表面などの母岩が風化・崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したもの。水分の動態、有機物の分解合成の過程の相違によって特有の発達を示す。	P1, 2, 8, 14～ 16, 24, 29, 31, 38, 65
のりめん 法面	勾配のある面。斜面。森林土木における切土、盛土の傾斜面。	P34, 41, 42
ぼつき 伐期	林木の伐採・収穫の時期。	P5, 20, 31, 65
ぼく 伐区	もともと伐採（主伐）が行われる区域をさすが、造林から育林、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられる。	P20, 21, 31, 66
ぼくさいしゅ 伐採種	主伐における伐採方法をいう。皆伐、択伐等に分けられる。	P65, 66
ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切り、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の高性能林業機械。	P36
ひょうじゅんぼつきれい 標準伐期齢	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定めた年齢。 保安林の指定施業要件の基準に用いられている。	P22, 31, 46, 50, 65, 66
りゅうりょう 流量	単位時間当たりに流出する水の量。	P41
フォワーダ	林地内の丸太を林道端等まで積載・集材する車両機械。	P34, 36

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
ふくそうりん 複層林	林冠構成が複数状態をしている森林の総称。二層のものを二段林、三層のものを三段林という。	P8, 19, 24, 48
ふくそうりんせぎょう 複層林施業	森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠を構成する森林を造成する施業。	P31
ふざいそんしんりんしよゆうしゃ 不在村森林所有者	所有する森林とは別の市町村に居住する個人、所有する森林とは別の市町村に主たる事務所のある法人等。	P35
プロセッサ	全木（枝付き）の枝払い、玉切り、集積の一連の工程を行う高性能林業機械。	P36
へいきんせいちようりょう 平均成長量	その年までに成長した量を総成長量というが、これを年数で割ったもの。	P22, 30
ほあんしせつじぎょう 保安施設事業	森林法第41条の規定に基づき、保安施設地区内において、その保安林の目的を達成するために実施される森林の造成事業、又は森林の造成若しくは維持に必要な事業。	P7
ほあんしせつちく 保安施設地区	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定により指定した森林。この地区は、事業完了後一定期間経過後は保安林と見なされる。	P13, 30～32, 43, 57, 65
ほあんりん 保安林	水源のかん養、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林。森林の施業に一定の制限が課せられる。	P5, 7, 10, 13, 16, 17, 30～32, 38, 39, 43, 45, 55, 58～60, 64, 65
ほいく 保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。	P7, 8, 16～18, 27, 28, 32, 43, 48
ぼう芽 ^が	立木を伐採した後に切り株から発生する芽をぼう芽という。	P20, 25
ぼう芽更新 ^{がこうしん}	立木を伐採した後に切り株から発生したぼう芽を成長させて林を更新する方法。 コナラ、クヌギなど、ぼう芽力の強い広葉樹に対して行われる。ぼう芽更新は、薪炭林などで行われる。	P20, 25, 26
ほけんきのうしんりん 保健機能森林	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画でその区域が特定されている森林。	P48～50
ほごじゅたい 保護樹帯	造林をする際に前生樹の一部を帯状に残して風をさえぎり、または主風の方向に対して樹木を帯状に造成することによって気象害などの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団をいう。	P20

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
ぼじゅ 母樹	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。母樹の集団を母樹林という。	P20, 26
みつどかんりず 密度管理図	林木の成長に関する密度効果の法則等を応用し、生育段階に応じた密度と材積等の関係を一つの図にまとめて表したものの。 この図から立木密度と上層木の樹高によって幹材積、平均直径、収量比数を知ることができ、密度管理方式に応じて収量を予測できる。	P27
みどり かいろう 緑の回廊	原生的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地を保全管理するため国が国有林に設定したもので、平成17年度までにその途切れた部分をつなぐための民有林緑の回廊が設定された。	P29
もうきんるい 猛禽類	飛翔力が強く、曲がった鋭いくちばしをもち、他の鳥類や哺乳類・爬虫類などを捕食する大型の鳥の総称。	P28
もくしつ 木質バイオマス	「岩手県木質バイオマス資源活用計画」では、県内の森林から出る用材、間伐材、林地残材、あるいは輸入木材などを木質バイオマスと捉えている。	P37
もりど 盛土	土をもって高くすることをいい、建築物の敷地、道路、堤防等を築造する際使用される土砂及びその行為。	P34, 41
ゆうようこうようじゅ 有用広葉樹	一般に、住宅部材、家具用材等として利用される材が採れる樹種を指している。家具建築用材などに利用されるブナ、カンバ類、ナラ類、ケヤキ、キリ、ハリギリなどがある。	P21, 23
ようへき 擁壁	崖や盛土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。	P41
りゅういきしんりん りんぎようかつせい 流域森林・林業活性化 センター	平成3年に改正された森林法に則して、木材の生産・加工・流通にわたる民有林・国有林を一体とした森林整備及び国産材の供給を総合的に実施することを目的に設置されたもの。 特色ある地域林業の構築や森林整備の推進に向け、県・市町村・林業関係団体等が一体となって、新たな間伐技術情報の共有や地域材利用促進のための検討会・研修会などを開催している。	P37
りんぎようせんようどう 林業専用道	森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車や大型ホイールタイプフォワーダなど車両の走行を想定した構造となっている。	P8, 33, 34, 36
りんぎようけいえいたい 林業経営体	林家や林業会社など所有権または所有権以外の権限に基づいて育林または伐採を行うことができる山林を保有している世帯、法人、団体をさす。	P8, 35～37, 67
りんぎようふきゆうしどういん 林業普及指導員	森林所有者等に対して、森林・林業に関する技術及び知識の普及や森林施業に関する指導を行い、また、試験研究機関との連携により専門の事項の調査研究を行う、一定の資格を持つ都道府県の職員。	P23

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載個所
りんぎょうりょくほうかくほしえん 林業労働力確保支援センター	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づき林業労働力の確保等を目的として設立された公益法人を、知事が林業労働力確保支援センターとして指定するもので、本県では、(公財)岩手県林業労働対策基金を平成8年に支援センターとして指定している。	P35, 36
りんどう 林道	木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称。行政では、林道規程に適合し、林道台帳に登録されているものをさす。	P3, 5, 8～10, 15, 16, 33, 34, 36, 53, 54
りんぱん 林班	森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。 原則として字界、沢筋・尾根筋・河川などの自然地形又は地物をもって、面積がおおむね50ha程度となるように設定しているもの。	P34, 39, 40, 59～63
りんれい 林齢	森林の年齢。森林が成立（更新又は植栽）した年を1年とし、それから経過した森林の年数をさす。	P22, 27, 28, 66
れつじょうかんぼつ 列状間伐	選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な間伐方法。	P28